

10. 相互応援協定等に関する資料

10-1 相互応援協定等一覧表

(自治体)

協定等名称	組 織 名	締結年月日
災害時相互応援協定	大野市	平成 11 年 10 月 12 日
災害時における姉妹都市相互の応援に関する協定	根室市	平成 11 年 11 月 18 日
富山県災害救助物資の保管に関する協定書	富山県	平成 9 年 3 月 17 日
災害等の相互応援給水に関する覚書	魚津市	平成 9 年 4 月 1 日
原子力災害等における掛川市民の県外広域避難に関する協定書	掛川市	令和元年 11 月 11 日
災害時等における相互応援に関する協定書	大崎市	令和 2 年 10 月 8 日

(防災関係団体)

災害時における救援物資提供に関する協定書	北陸コカ・コーラボトリング株式会社	平成 18 年 9 月 1 日
災害時等における応急活動の協力に関する協定	黒部水道工事業協同組合	平成 19 年 2 月 5 日
災害発生時における黒部市と黒部市内郵便局の協力に関する協定書	黒部市内郵便局	平成 29 年 3 月 31 日
災害時における緊急用燃料の供給に関する協定書	一般社団法人 富山県 LP ガス協会 黒部支部	平成 29 年 10 月 27 日
災害時における応急対策活動に関する協定書	財団法人 北陸電気保安協会	平成 21 年 6 月 29 日
災害時における飲料等の提供協力に関する協定書	アサヒ飲料株式会社中部北陸支社 アサヒ飲料株式会社北陸工場 アサヒカルピスビバレッジ株式会社近畿圏支社	平成 21 年 8 月 6 日
災害時における市有施設の応急対策業務に関する協定	黒部市電設工業会	平成 22 年 7 月 23 日
災害時における生活物資の提供に関する協定	株式会社 大阪屋ショップ	平成 22 年 12 月 16 日
災害時の情報交換に関する協定書	国土交通省 北陸地方整備局	平成 23 年 3 月 1 日
災害時における応急対策業務に関する協定書	社団法人 斜面防災対策技術協会 富山県支部	平成 23 年 3 月 15 日
災害時における応急対策業務に関する協定書	富山県地質調査業協会	平成 23 年 3 月 15 日
災害時における応急対策業務に関する協定書	黒部市造園業組合	平成 23 年 7 月 5 日

災害時における応援業務に関する協定書	社団法人 富山県測量設計業協会	平成 23 年 8 月 2 日
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人緑寿会 社会福祉法人宇奈月福祉会	平成 24 年 3 月 5 日
災害時における応急対策業務に関する協定書	黒部市建設業協会	平成 24 年 4 月 9 日
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成 26 年 6 月 26 日
災害時における物資供給に関する協定書	NPO 法人コメリ災害対策センター	平成 26 年 12 月 22 日
災害時における接骨師会支援活動協定書	黒部市接骨師会	平成 28 年 1 月 13 日
災害時における応急対策業務に関する協定書	一般社団法人 富山県構造物解体協会	平成 28 年 12 月 21 日
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	富山県立黒部学園 富山県立にいかわ総合支援学校 社会福祉法人新川むつみ園	平成 29 年 3 月 16 日
災害時における応急対策業務に関する協定書	富山県電気工事工業組合	平成 29 年 12 月 4 日
災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書	宇奈月温泉旅館協同組合 宇奈月温泉防災会	令和元年 5 月 13 日
災害時における医療救護活動に関する協定書	黒部地区医師会 (一般社団法人下新川郡医師会)	令和 2 年 2 月 20 日

(消防機関関係)

協定等名称	組 織 名	締結年月日
富山県市町村消防相互応援協定	富山県下全市町村	昭和 44 年 2 月 7 日
船舶火災の消火活動に関する業務協定	伏木海上保安部 富山県内沿岸地区 富山市・高岡市・射水市・魚津市・氷見市・滑川市・入善町・朝日町	昭和 48 年 5 月 17 日
高速自動車国道北陸自動車道における消防及び救急業務応援協定書	富山県東部消防組合	平成 25 年 3 月 31 日
海難救助活動に関する覚書	滑川市・魚津市 入善町・朝日町	平成 7 年 12 月 13 日
富山県消防防災ヘリコプター応援協定	富山県・県下全市町村	平成 8 年 3 月 28 日
携帯電話等による 119 番通報の対応に関する協定書	富山県下全市町村	平成 11 年 5 月 18 日
富山県消防防災ヘリコプター支援協定書	富山県	平成 16 年 4 月 1 日

消防相互応援協定書	長野県北アルプス広域連合	平成 25 年 4 月 1 日
鉄道災害時の安全対策に関する覚書	沿線市町組合・ 西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)	平成 18 年 9 月 30 日
鉄道災害時の安全対策に関する覚書	沿線市町組合・ あいの風とやま鉄道株式会社	平成 27 年 2 月 6 日
鉄道災害時の安全対策に関する覚書	滑川市・魚津市・立山町・上市町 各消防本部 富山地方鉄道(株)	平成 19 年 2 月 13 日
高速自動車国道北陸自動車道親不知朝 日間消防相互応援協定書	糸魚川市	平成 25 年 4 月 1 日
消防相互応援協定書	糸魚川市	平成 25 年 4 月 1 日
消防相互応援協定に関する覚書	富山県東部消防組合	平成 25 年 3 月 31 日
救急救命士等の業務に関する協定書	黒部市民病院	平成 27 年 2 月 20 日
医師の救急現場への協力要請に伴う協 定書	黒部市民病院	平成 25 年 4 月 1 日
富山県ドクターヘリ事業に関する協定	富山県	平成 28 年 7 月 7 日
エボラ出血熱患者等の移送に係る協力 に関する協定書	富山県	平成 28 年 12 月 1 日
富山県防災行政無線に関する協定書	富山県	平成 29 年 4 月 1 日
鉄道災害時の安全対策に関する覚書	黒部峡谷鉄道(株)	令和 2 年 4 月 1 日
特定接種の接種体制に関する覚書	黒部市民病院	令和 2 年 11 月 1 日
黒部ルートのうち樺平 (42 号トンネル) からインクライン上部駅間における災 害時の対応に関する覚書	関西電力株式会社	令和 2 年 4 月 21 日

(医療機関関係)

協定等名称	組 織 名	締結年月日
自治体 4 病院医療救護活動相互応援協 定書	富山市立富山市民病院、高岡市民 病院、市立砺波総合病院	平成 20 年 5 月 13 日
新川医療圏公的 3 病院災害医療相互 応援協定書	あさひ総合病院、富山労災病院	平成 24 年 8 月 30 日
大規模災害時における病院間の相互支 援に関する覚書	あさひ総合病院、かみいち総合病 院、富山市立富山市民病院	令和元年 5 月 17 日

10-2 災害時相互応援協定（大野市）

大野市と黒部市は、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生した場合において、両市の友愛精神に基づき、相互に応援協力し、被災都市の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2） 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材の提供
- （3） 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣及び車両等の提供
- （4） ボランティアの斡旋
- （5） 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請）

第2条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請した後速やかに文書を提出することができるものとする。

- （1） 被害の状況
- （2） 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- （3） 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- （4） 応援場所、応援場所への経路及び現場の状況
- （5） 応援の期間
- （6） 前各号に掲げるもののほか、応援のために必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、大規模災害と認められる災害が発生し、被災市との連絡が取れない場合で応援の必要を認めるときは、要請を待たずに自主的に応援が実施できるものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として、応援を要請した市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、両市が協議のうえ定めるものとする。

（連絡責任者）

第5条 第2条の規定による応援の手続きを確実に円滑に行うため、次のとおり連絡責任者を置く。

- （1） 大野市総務部総務課長
- （2） 黒部市総務部総務課長

（体制の整備）

第6条 両市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努める

ものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議のうえ定めるものとする。

(効力の発生)

第8条 この協定は、平成11年10月12日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両市記名押印のうえ、各市その1通を保有するものとする。

平成11年10月12日

大野市長 天谷光治

黒部市長 荻野幸和

協定確認書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成 18 年 3 月 31 日から旧黒部市及び旧宇奈月町を廃止し、その区域をもって黒部市が設置されたところであり、平成 11 年 10 月 12 日に大野市と旧黒部市において締結した「災害時相互応援協定（以下、「協定」という。）」について、次のとおり確認する。

1. 旧黒部市が締結した協定については、合併後の黒部市に引き継ぐものとする。
2. 協定に記載する連絡責任者については、「黒部市総務部総務課長」を「黒部市総務企画部総務課長」に読み替えるものとする。

この協定の確認を証するため、この協定書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 18 年 8 月 29 日

大野市長 岡田高大

黒部市長 堀内康男

10-3 災害時における姉妹都市相互の応援に関する協定

災害時における根室市と黒部市（以下「姉妹都市」という。）相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において地震等による大規模災害が発生した場合、災害対策基本法第5条の2及び第67条の規定並びに両市の姉妹都市としての友愛精神に基づき、相互に応援協力し、被災都市の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（災害時の相互応援）

第2条 姉妹都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）が独自では十分な応急措置が困難な場合において、次条以下に定めるところにより、姉妹都市に対して応援を要請することができるものとする。

2 応援を要請された都市（以下「応援都市」という。）は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合等、真にやむをえない事情がある場合を除き、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請手続）

第4条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には口頭、または電話等の通信手段により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第2号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人員及び業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援のために必要な事項

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として、応援を要請した都市の負担とする。ただし、こ

れによりがたい場合は、両市が協議のうえ定めるものとする。

(応援の自主出動)

- 第6条 大規模災害と認められる災害が発生し、被災都市との連絡がとれない等の混乱した状況において、応援都市は被災都市の情報収集に努め、関係職員による情報収集班の派遣等、可能な処置をとるものとし、明らかに緊急の応援が必要と判断される場合には、応援活動に必要な人員、物資及び資機材を想定し自主的に出動するものとする。
- 2 前項の自主出動に直接要した経費については、原則として応援都市の負担とし、他の経費については前条の規定によるものとする。

(派遣職員の指揮)

- 第7条 応援のため派遣された職員は、被災都市の市長の指揮の下に活動するものとする。

(連絡責任者)

- 第8条 第4条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。
- (1) 根室市総務部総務課長
 - (2) 黒部市総務部総務課長

(体制の整備)

- 第9条 両市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

- 第10条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議のうえ、定めるものとする。

(効力の発生)

- 第11条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、両市長記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成11年11月18日

根室市長 藤原弘

黒部市長 荻野幸和

10-4 富山県災害救助物資の保管に関する協定書

富山県（以下「甲」という。）と黒部市（以下「乙」という。）とは、甲の所有する災害救助物資（以下「救助物資」という。）の保管について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、救助物資を広域市町村圏ごとに分散して備蓄をすることにより、災害時における被災者への救援活動を迅速に行うことを目的とする。

（保管場所の使用）

第2条 甲は、救助物資を保管するため、乙が設置した小学校の余裕教室等（以下「保管場所」という。）を無償で使用するものとする。

2 保管場所並びに救助物資の種類及び数量は、甲乙協議して定めるものとする。

3 甲は、あらかじめ乙の承認を受けて、保管場所に救助物資を保管するために必要な備品を設置することができるものとする。

（保管業務）

第3条 乙は、救助物資の保管に必要な業務を善良な管理者の注意をもって無償で行うものとする。

（救助物資の搬入及び搬出）

第4条 甲は、次項に規定する場合のほか、救助物資を搬入し、又は搬出するときは、あらかじめ乙とその日時等について協議し、乙の職員の立会いの下に行うものとする。

2 甲は、乙以外の県内市町村に災害救助法の規定が適用され、その被災市町村に救助物資を輸送する必要があるときは、あらかじめ乙に通知したうえでこれを搬出するものとする。

3 乙は、乙の区域内で災害救助法の適用を受ける程度の災害が発生し、救助物資を使用する必要があると認めるときは、救助物資を搬出し、被災者に供給することができるものとする。この場合においては、救助物資の搬出後速やかに甲に通知するものとする。

(報告及び立入り)

第5条 乙は、救助物資に滅失、損傷その他の異常を発見したときは、速やかにその内容を甲に報告するものとする。

2 甲は、救助物資の保全その他必要があると認めるときは、あらかじめ乙に通知し、甲の職員を保管場所に立ち入らせることができるものとする。

(損害賠償)

第6条 甲は、救助物資が滅失し、又は損傷して甲に損害が生じた場合においても、乙に対してその損害の賠償を請求しないものとする。ただし、その損害が乙の故意又は重大な過失により生じた場合については、この限りではない。

(保管場所の変更)

第7条 甲及び乙は、保管場所を変更しようとする場合には、原則として変更しようとする日の6月前までに相手方に文書で通知するものとする。

(協議)

第8条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成9年3月17日

甲 富山市新総曲輪1番7号
富山県知事 中 沖 豊

乙 黒部市三日市725番地
黒部市長 荻野 幸和

10-5 災害等の相互応援給水に関する覚書

魚津市と黒部市は、災害その他非常の場合における災害対策連絡管による相互応援給水について、次のとおり覚書を取り交わす。

(応援給水の開始)

第1条 受水者(以下「甲」という。)は、災害その他により緊急に応援給水の必要が生じたときは、供給者(以下「乙」という。)に対し応援給水を依頼するとともに、水道法及び日本水道協会富山県支部水道災害相互応援要綱(以下「応援要綱」という。)の定めるところにより、富山県知事(以下「県知事」という。)及び日本水道協会富山県支部長(以下「県支部長」という。)に報告するものとする。

2 事故による応援給水の場合は、前項を準用する。(以下同様とする。)

3 乙は、甲から応援給水の依頼を受けたときは、速やかに対応措置を施し、甲乙相互連絡により乙の給水区域の給水に支障のない範囲において、応援給水を行うものとする。

(応援給水の管理)

第2条 応援給水に必要な器具及び施設の管理は、甲乙双方が行うものとする。

(器具の設置等)

第3条 応援給水を行うときは、原則として乙が量水器を取り付けるものとする。

2 甲乙双方の連絡バルブは、通常封印しておくものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援経費の負担については、応援要綱第11条の定めるところによる。ただし事故による場合は、双方協議するものとする。

(応援給水終了の措置)

第5条 甲は、応援給水の必要がなくなったときは、速やかに乙及び県知事並びに県支部長に対しその旨を連絡するとともに、甲乙立ち会いのうえ、応援給水に要した器具の取り外しを行うものとする。

(連絡の窓口)

第6条 甲乙の応援給水に関する連絡窓口は、応援要綱別表第1に定める担当課とする。

(有効期間)

第7条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から平成10年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに双方から別段の意思表示がないときは、さらに1年間この覚書を継続するものとし、以後同様とする。

(細目事項)

第8条 この覚書に定めるもののほか必要な運用事項は、別に定めるものとする。

(その他)

第9条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、双方協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成9年4月1日

富山県魚津市釈迦堂1の10の1
魚津市水道事業
魚津市長 石川 精二

富山県黒部市三日市725番地
黒部市水道事業
黒部市長 荻野 幸和

10-6 原子力災害時における掛川市民の県外広域避難に関する協定書

富山県黒部市（以下「甲」という。）と静岡県掛川市（以下「乙」という。）とは、中部電力（株）浜岡原子力発電所において原子力災害が発生した場合における掛川市民の広域避難（以下「広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、富山市、魚津市、滑川市、黒部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町及び掛川市が原子力災害時に、災害対策基本法第86条の9の規定及び「掛川市原子力災害広域避難計画の方針」に基づき行う広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（広域避難の基本的事項）

第2条 原子力災害時に、掛川市民の生命若しくは身体を保護するため、甲へ避難又は一時移転の必要があると認められ、受入要請があった時には、甲は、被災又は被災するおそれがあり受入れが困難な場合など正当な理由があると認められる場合を除き、富山県と連携して避難者の受入れをおこなうものとする。

2 避難所の開設等の避難所運営は、乙の要請を踏まえて、初動対応（3日程度を目安）は甲で対応し、できる限り速やかに乙に引き継ぐ。

3 乙が静岡県を通じて甲に対して行う要請内容は、次のとおりとする。

(1) 避難経路所の開設、運営等

(2) 避難所の開設、乙による運営体制に移行するまでの避難所の運営等

4 乙は、富山県及び甲の協力を得て、あらかじめ前項の避難所及び避難経路所を把握しておくものとする。

5 乙は、静岡県と共に、国や関係事業者、富山県、甲と連携して、広域避難に係る避難所や避難経路所の運営等に必要となる人員・物資・資機材などを確保し、甲の負担が過大なものとならないよう配慮しなければならない。

（広域避難の受入要請等）

第3条 甲に対する広域避難の受入要請は、災害対策基本法第86条の9第1項に基づき、乙が静岡県及び富山県を通して行うものとする。

2 甲は、富山県と広域避難の受入についての協議が整った場合は、速やかに避難の受入れ準備を開始する。

(受入期間)

第4条 前条の規定による要請を受け、甲が広域避難の受入をする場合の期間は、原則として1か月程度とする。それ以降は、より広範囲での移転等の可能性を含め、国及び静岡県が調整する。

(避難退域時検査等)

第5条 広域避難を行う場合、避難退域時検査及び簡易除染は、当該避難による汚染の拡大の防止及び掛川市民の安全・安心のため、国の原子力災害対策指針等を踏まえ、静岡県が実施する。

(費用の負担)

第6条 避難者の受入に要した費用は、原則として乙が負担するものとする。

2 乙は、前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、甲に対し当該費用を一時繰替の支弁を求めることができるものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲及び乙の担当課長とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名・押印のうえ、各1通を所持する。

令和元年11月11日

(甲) 富山県黒部市三日市1301番地
黒部市長 大野久芳

(乙) 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1
掛川市長 松井三郎

10-7 災害時等における相互応援に関する協定書

宮城県大崎市と富山県黒部市（以下「協定市」という。）は、平時から様々な場面での交流を推進しつつ、災害時には相互扶助の精神に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条及び武力攻撃等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第17条の規定に基づく災害相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市の区域内において、災害対策基本法第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定市が相互に応援することにより、災害応急対策及び災害復旧対策等を円滑に行うことを目的とする。

（応援の種類及び内容）

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫又は施設等の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (3) 救援、医療、防疫又は応急復旧活動等に必要な職員の派遣及び車両等の提供
- (4) 避難者を一時収容するために必要な施設の提供及び人的支援
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の要請）

第3条 応援を受ける協定市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請した後、速やかに文書を提出することができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第3号に掲げる場合にあっては、職員の職種、人員及び従事内容
- (4) 前条第4号に掲げる場合にあっては、避難者の世帯数及び人数
- (5) 応援場所、応援場所への経路及び現場の状況並びに応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援の実施に必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた協定市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 協定市は、応援の要請がない場合にあっては、収集した情報等に基づき応援の必要があると判断した場合には、自主的に応援を実施することができるものとする。

（指揮権）

第5条 応援を実施する協定市の職員が応援活動に従事するときは、応援を受ける協定市の災害対策本部長等の指揮の下に活動するものとする。

（応援活動経費の負担）

第6条 応援活動に要する経費は、原則として応援を受けた協定市の負担とする。

2 応援を受けた協定市が前項に規定する経費の支弁に期間を要する場合であって、立替支弁を要請したときは、応援を行う協定市は、一時立替支弁するものとする。

3 その他前2項に定めのない費用については、協定市が協議の上、定めるものとする。
(災害補償等)

第7条 応援活動に従事した職員が、応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、応援を実施する協定市がその災害補償を行う。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援を受ける協定市へ往復路の途中において生じたときを除き、応援を受ける協定市が賠償の責めを負うものとする。
(平常時の体制)

第8条 協定市は、平常時においても相互応援体制の強化及び地域の活性化のため、次の活動を行う。

- (1) 職員の情報交換及び交流
- (2) 地域防災計画その他防災に必要な資料の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要とする事項

(連絡体制)

第9条 協定市は、相互応援の窓口として、それぞれ連絡担当部課を定めるものとする。

2 本協定を円滑に遂行するため、連絡責任者交代時に連絡責任者職名及び連絡先電話番号等を確認するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議の上、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに申出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年10月8日

宮城県大崎市古川七日町1番1号
大崎市長 伊藤 康志

富山県黒部市三日市1301番地
黒部市長 大野 久芳

10-21 災害時における救援物資提供に関する協定書

黒部市（以下「甲」という。）と北陸コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項及び武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第31条及び第183条において準用する法第31条の規定に基づき、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

- 2 乙は、第1項の要請があったときは、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。
- 3 乙は、第1項の要請があった時は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期するものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。
- 4 乙は、第1項の要請があったときは、飲料水の優先的な安定供給を甲に行うものとする。
- 5 前項の飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。又、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上決定するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

- 2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第5条 この協定の定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年9月1日

富山県黒部市三日市725番地
甲 黒部市役所
黒部市長 堀内 康 男

富山県高岡市内島3550番地
乙 北陸コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 稲垣 晴彦

10-22 災害時等における応急活動の協力に関する協定

黒部市(以下「甲」という。)と黒部水道工事業協同組合(以下「乙」という。)とは、地震及びその他の災害(以下「災害」という。)により、甲の所管する水道施設が被災した場合における応急給水・応急復旧その他の応急措置(以下「応急活動」という。)の協力に関し、次のとおり協定する。

(協力要請)

第1条 甲は、黒部市内に災害が発生したことにより、甲のみでは十分な応急活動の実施ができな
いときは、乙に対しその協力を要請することができるものとする。

(要請手続)

第2条 前条に定める要請は、甲が災害の状況、場所、活動内容、必要な人員及び資機材等につい
て、乙に対して文書又は電話等によって行うものとする。

(対策本部の設置及び応援)

第3条 乙は前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応急活動を行うための対策本
部を設置する。また、必要な人員及び資機材等を準備させ対策本部に参集し、甲の指定する地区
において応急活動に協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 乙が、この協定に基づく応急活動に要した経費は、甲が負担するものとする。

(協力体制の報告)

第5条 乙は、この協定に基づき応急活動に出動させることができる人員及び資機材等について、
甲の要請により報告するものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲・乙協議
して定めるものとする。

(実施時期)

第7条 この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年2月5日

甲 黒部市長 堀内康男

乙 黒部水道工事業協同組合 理事長 吉枝貴之

10-23 災害発生時における黒部市と黒部市内郵便局の協力に関する協定書

富山県黒部市(以下「甲」という。)と黒部市内郵便局(以下「乙」という。)は、黒部市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、黒部市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項^(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定による協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 黒部市総務企画部防災危機管理班長

乙 日本郵便株式会社 黒部郵便局 総務部長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 3月31日

甲 黒部市三日市1301番地
黒部市長

堀内 康男

乙 黒部市三日市3993番地
黒部市内郵便局

代表 日本郵便株式会社 黒部郵便局長 杉山 明夫

10-24 災害時における緊急用燃料の供給に関する協定書

黒部市（以下「甲」という。）と一般社団法人富山県エルピーガス協会黒部支部（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における緊急用燃料の供給等に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、市内において地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生し、公共施設の応急復旧や避難所開設等における緊急用燃料として、液化石油ガス等（燃焼器を使用するために必要な設備を含む。以下「LPガス等」という。）の使用を必要とする場合において、LPガス等の安定供給を図るために必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第2条 甲は、災害時において避難所等へのLPガス等の供給を受ける必要があると認めるときは、別紙様式1により乙に対して、次に掲げる事項を明示して供給を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等により要請し、事後に速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 必要とするLPガス等の内容及び数量
- (2) LPガス等を必要とする場所
- (3) LPガス等の使用目的及び使用期間
- (4) その他参考となる事項

（応援の実施）

第3条 乙は、前条の規定に基づき、応援の要請を受けた場合には、やむを得ない事由のない限り優先してLPガス等の供給に努めるものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づく供給を完了した場合には、文書により甲に対し、次に掲げる事項を速やかに報告するものとする。ただし、供給活動中における緊急を要する場合には、電話等により報告し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 供給したLPガスの容器別の数量
- (2) その他必要な事項

（連絡責任者）

第5条 第2条の規定に基づく応援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、甲においては黒部市総務企画部長を、乙においては一般社団法人富山県エルピーガス協会黒部支部長をそれぞれの連絡責任者とする。

2 乙は、乙の連絡責任者を変更したときは遅滞なくその氏名及び連絡先を甲に報告するものとする。

（LPガス等の撤去）

第6条 LPガス等の撤去の指示については、甲の連絡責任者が乙の連絡責任者に連絡を行い、

乙は機材等の撤去を行うものとする。

(経費の負担)

第7条 第3条の規定に基づく応援のために要する経費（ただし、人件費は除く。）は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害発生直前における通常の価格を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

(経費の支払)

第8条 前条の規定に基づく経費の乙から甲に対する請求は、第3条の規定に基づく応援が完了した後に行うものとし、甲は乙からの請求のあった日から30日以内に当該経費を支払うものとする。ただし、甲が当該期日内に支払うことができない特別の事由がある場合は、この限りではない。

(損害の負担)

第9条 甲の要請により、乙が協力した応援の実施に伴い損害が生じたときは、その損害の責については甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第10条 本協定の有効期限は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、甲、乙いずれからも期間満了の1ヵ月前までに解除の申し出がない場合には、期間満了の日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な事項は、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成29年10月27日

甲 富山県黒部市三日市1301番地
黒部市長 堀内 康男

乙 富山県黒部市植木23番地の1
一般社団法人 富山県エルピーガス協会
黒部支部長 山形 竹政

10-25 災害時における応急対策活動に関する協定書

黒部市（以下「甲」という。）と財団法人北陸電気保安協会（以下「乙」という。）とは、市域において大規模な風水害、地震その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、市民の生命と財産を守り市民生活の安定を図るため、黒部市地域防災計画に基づき、相互に協力して災害時における応急対策活動を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、大規模災害に際して応急対策活動が必要であると認めるときは、乙に対し、電気施設等の応急復旧活動等災害の状況に応じた応急対策活動の実施について、協力を要請することができるものとする。

（協力）

第2条 乙は、前条の規定に基づき要請がなされたときは、職員を派遣して、甲の指定する施設に係る電気施設等の応急復旧における保安確保のために、電力復旧の可否の判定（電力復旧のための軽易な作業を含む。）並びに電力復旧工事の管理、監督、指導及び検査その他の必要な協力を行うものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、乙に対し応急対策活動を要請するときには、日時、場所及び活動業務を指定して、文書又は電話等の方法により要請を行うものとする。

2 甲は、災害状況により前項の活動要請が直接できない場合には、乙に対し、公共放送等を通じて要請を行うものとする。

（活動の実施）

第4条 乙は、前条の規定に基づき要請を受けたときは、直ちに指定場所に職員を派遣し、甲の職員の指示に基づき、応急対策活動を実施するものとする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣できない場合は、要請事項に従い自らの判断により応急対策活動を開始するものとする。

2 乙は、指定場所に職員を派遣したときは、速やかに現場責任者、出勤時刻、保安用資機材等を甲に報告するものとする。

3 乙は、応急対策活動が完了したときは、速やかに活動状況の概要を甲に報告するものとする。

（費用の負担・支払）

第5条 甲の要請した応急対策活動に要する費用は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害発生直前における通常の価格を基準として甲乙が協議の上、決定するものとする。

（連絡）

第6条 乙は、毎年1回、乙に関する事業所の組織図及びその事業所の連絡先を記載した書面を甲に対し提出するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な事項は、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成21年6月29日

甲 黒部市三日市725
黒部市長 堀内 康男

乙 富山市桜橋通り3番1号
財団法人 北陸電気保安協会
理事長 長田 武嗣

10-26 災害時における飲料等の提供協力に関する協定書

黒部市長 堀内康男（以下「甲」という。）とアサヒ飲料株式会社中部北陸支社（以下「乙」という。）とアサヒ飲料株式会社北陸工場（以下「丙」という。）とアサヒカルピスビバレッジ株式会社近畿圏支社（以下「丁」という。）とは、黒部市において地震等により大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における飲料等の提供協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時において飲料等の提供が必要となるときは、乙又は丙に対し、災害発生時に乙の物流拠点（名称：アサヒ飲料株式会社北陸工場、所在：入善町若栗新 321-1）及び災害時対応型自動販売機内に存在する在庫飲料（商品及び飲料水、以下「飲料等」という。）の提供を要請することができる。

（要請手続）

第2条 前条の規定による甲の要請は、次の各号に掲げる事項を明示して、別に定める様式にて、乙又は丙に要請するものとする。

- （1） 災害の状況及び理由
- （2） 必要とする飲料の品目及び数量
- （3） 必要とする期間
- （4） 提供の場所
- （5） その他必要な事項

2 甲は前項の要請を行うに当たっては、災害時において飲料等の提供が必要と判断された場合において、事前に乙又は丙と協議の上、乙又は丙に要請する飲料の数量、容器、中身種類等の要請内容を決定するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙又は丙は、甲の要請を受けたときは、特別な理由がないかぎり、他の業務に優先して甲に協力するものとする。但し、甲は、災害時という状況を鑑み、乙又は丙が甲の要請どおりに協力の実施が行えない場合のあること、を予め承諾するものとする。

（引き渡し）

第4条 飲料等の引き渡し場所は、乙又は丙が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、飲料等を確認の上、引き取るものとする。

2 甲は、乙又は丙が指定する書式に必要な事項を記入の上、飲料等を引き取るものとする。

(運搬)

第5条 飲料等の運搬は、甲が行うものとする。

(損害の負担)

第6条 飲料等の提供協力について損害が生じたときは、その損害の責任負担等について甲、乙及び丙が協議して定める。

(報告)

第7条 乙又は丙は、協力を実施したときは、別に定める様式にて、甲に対して次の各号に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 提供した飲料の品目及び数量
- (2) 提供した期間
- (3) 提供した場所
- (4) その他必要な事項

(費用負担)

第8条 前第1条に規定する協力の実施により、乙又は丙が提供した飲料等に係る商品代金費用は、乙又は丙の負担とする。但し、運送料等その他の経費については、甲が負担するものとする。

(費用の請求及び価格の決定)

第9条 乙又は丙は、前条但し書に規定する費用について第7条の規定による文書の提出後、甲の認定を受けて協力に要した経費を甲に請求するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、災害時直前における適正価格を基準として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙丙又は丁の双方又はいずれか一方からの何らかの意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間、同一内容をもって自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第11条 この協定は、やむを得ない事情があるときは、甲、乙、丙及び丁が協議の上、解除することができる。

(実施細目)

第 12 条 この協定の実施に必要な事項は、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別に定めるものとする。

(疑義等の決定)

第 13 条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲、乙、丙及び丁が協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書 4 通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 21 年 8 月 6 日

甲 富山県黒部市三日市 725 番地
黒部市長 堀内 康 男

乙 名古屋市中村区那古野一丁目 47 番 1 号
アサヒ飲料株式会社
中部北陸支社長 清 水 将 生

丙 富山県下新川郡入善町若栗新 321 番地の 1
アサヒ飲料株式会社 北陸工場
工場長 井 口 一 朗

丁 大阪市中央区北浜二丁目 2 番 22 号
アサヒカルピスビバレッジ株式会社
近畿圏支社長 荘 田 守

10-27 災害時における市有施設の応急対策業務に関する協定

黒部市（以下「甲」という。）と黒部市電設工業会 会長 松井克憲（以下「乙」という。）とは、黒部市地域防災計画に基づき、甲が所有する施設（以下「市有施設」という。）が、地震及びその他災害により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急対策業務の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における市有施設の電気設備機能の確保及び復旧並びに被害発生予防措置等の応急対策業務の実施について定めることにより、救援活動や復旧活動等の円滑な実施に資することを目的とする。

（応急対策業務の内容）

第2条 乙が実施する応急対策業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 電気設備の応急点検
- (2) 電気設備の応急対策工事

（応急対策業務の要請）

第3条 甲は、災害時における応急対策業務に必要性があると認めたときは、乙に対し当該業務の実施を要請するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により要請するときは、施設名、応急対策業務の内容等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（応急対策業務の実施）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、甲からの要請に応じ、速やかに応急対策業務を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条の規定する応急対策業務を行ったときは、被災状況及び業務内容が判定できる写真並びに関係資料を整理し、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲が要請した応急対策業務に要する費用は、甲が負担する。

- 2 前項の費用は、災害発生時前における適正な価格を基準とし、甲乙協議して定める。

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては黒部市防災危機管理班、乙においては黒部市電設工業会事務局とする。

2 乙は、連絡窓口の他に必要に応じて、災害時に備えた連絡体制を常に確立しておくものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結日から1年間その効力を有するものとする。ただし、期間満了日の2箇月前までに甲又は乙から文書による申出がないときは、引き続き1年間その効力を有するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成22年7月23日

甲 黒部市三日市725番地
黒部市長 堀内康男

乙 黒部市生地中区234番地2
黒部市電設工業会
会長 松井克憲

10-28 災害時における生活物資の提供に関する協定書

黒部市（以下「甲」という。）と株式会社大阪屋ショップ（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な生活物資（以下「物資」という。）の提供及び運搬に関し、次の通り協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、黒部市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し可能な範囲において物資の提供を要請することができる。

（提供物資の範囲）

第2条 乙が甲に提供する物資は、次に掲げるものとする。

- （1）乙が保有する商品（以下「保有商品」と言う。）
- （2）その他調達可能な物資

（物資の協力）

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、保有商品の優先的な提供及び運搬等必要な措置に対する協力を積極的に努めるものとする。

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の引渡し及び運搬）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲が別に指定する者が行うことができる。

- 2 甲は、物資の引渡場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引き取るものとする。

（費用負担）

第6条 乙が提供した物資の代金及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準とし、甲乙協議して定める。

（費用の請求及び支払）

第7条 甲は、乙から前条の規定に基づく費用の請求があった日から30日以内に当該費用を支払うものとする。ただし、甲が当該期間内に支払うことができない特別の事由がある場合は、この限りではない。

(連絡窓口)

第8条 甲と乙は、本協定にかかる連絡窓口となる部署について協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合においても同様とする。

(協定期間)

第9条 本協定は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から文書による協定終了の申出がないときは、引き続き1年間その効力を延長するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定める。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成22年12月16日

甲 黒部市三日市725番地
黒部市長 堀内 康男

乙 富山市赤田487番地1
株式会社大阪屋ショップ
代表取締役 平 邑 秀 樹

10-29 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省北陸地方整備局長（以下「甲」という。）と、黒部市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、黒部市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 黒部市内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合
- 二 黒部市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲又は乙が必要と判断した場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関する事
- 二 公共土木施設（河川・ダム・砂防・海岸・道路・公園・下水道等）の被害状況に関する事
- 三 その他甲又は乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、
甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年3月1日

甲) 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1
新潟美咲合同庁舎1号館
国土交通省
北陸地方整備局 前川 秀和

乙) 富山県黒部市三日市725番地
黒部市長 堀内 康男

10-30 災害時における応急対策業務に関する協定書

黒部市（以下「甲」という。）と社団法人 斜面防災対策技術協会 富山県支部（以下「乙」という。）とは、黒部市地域防災計画に基づき、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について、次の条項により、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務の実施に関する基本事項を定め、甲の管理する道路、河川その他公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（応急対策業務の内容）

第2条 応急対策業務の内容は、急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の調査及び応急措置とする。

（応急対策業務の体制）

第3条 乙は、甲と協議のうえ、本協定に賛同する会員の中から、連絡責任者を定め、甲に連絡体制表を提出するものとする。連絡責任者を変更する場合も、同様とする。

（実施要請）

第4条 甲は、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、連絡責任者を通じて、応急対策業務の実施を要請するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請した応急対策業務に要する費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生時前における適正な価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

（従事者の損害補償）

第6条 第4条の規定に基づき、応急対策業務に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。

(被害状況等の報告)

第7条 乙は、公共土木施設の被害状況及び急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の状況を把握した場合、被害状況等を速やかに甲に報告するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙が押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年3月15日

甲 黒部市三日市725番地
黒部市長 堀内康男

乙 富山市安住町3番14号
社団法人 斜面防災対策技術協会 富山県支部
支部長 村尾于尹

10-31 災害時における応急対策業務に関する協定書

黒部市（以下「甲」という。）と富山県地質調査業協会 会長 津嶋春秋（以下「乙」という。）とは、黒部市地域防災計画に基づき、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について、次の条項により、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務の実施に関する基本事項を定め、甲の管理する道路、河川その他公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（応急対策業務の内容）

第2条 応急対策業務の内容は、公共土木施設の応急対策に関する地質調査とする。

（応急対策業務の体制）

第3条 乙は、甲と協議のうえ、本協定に賛同する会員の中から、連絡責任者を定め、甲に連絡体制表を提出するものとする。連絡責任者を変更する場合も、同様とする。

（実施要請）

第4条 甲は、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、連絡責任者を通じて、応急対策業務の実施を要請するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請した応急対策業務に要する費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生時前における適正な価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

（従事者の損害補償）

第6条 第4条の規定に基づき、応急対策業務に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。

（被害状況等の報告）

第7条 乙は、公共土木施設の被害状況及び急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の状況を把握した場合、被害状況等を速やかに甲に報告するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙が押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年3月15日

甲 黒部市三日市725番地
黒部市長 堀内康男

乙 富山市安住町3番14号
富山県地質調査業協会
会長 津嶋春秋

10-32 災害時における応急対策業務に関する協定書

黒部市（以下「甲」という。）と黒部市造園業組合 組合長 田中喜久一（以下「乙」という。）とは、黒部市地域防災計画に基づき、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務の実施に関する事項を定め、市民の救護活動等を円滑に行うため、甲の管理する道路、河川等の公共土木施設及び甲の指定する場所（以下「公共土木施設等」という。）の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（実施要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、応急対策業務の必要があると認めたときは、乙に対し当該業務の実施を要請する。

2 乙は、甲から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、速やかに当該業務を実施するものとする。

（応急対策業務の内容）

第3条 甲が乙に実施を要請する応急対策業務の内容は、公共土木施設等の障害物の除去、防疫活動等その他応急対策に必要な業務とする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請した応急対策業務に要する費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生時前における適正な価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

（従事者の損害補償）

第5条 第2条の規定に基づき、応急対策業務に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、乙の会員の労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により補償を行うものとする。

（実施細目）

第6条 この協定を実施するため、協力体制や応急対策業務の実施等について、あらかじめ定めておくものとする。

(協定期間)

第7条 本協定は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する1箇月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成23年7月5日

甲 黒部市三日市725番地
黒部市長 堀内康男

乙 黒部市生地吉田新280番地
黒部市造園業組合
組合長 田中喜久一

10-33 災害時における応援業務に関する協定書

黒部市（以下「甲」という。）と社団法人富山県測量設計業協会（以下「乙」という。）とは、黒部市地域防災計画に基づき、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について、次の条項により、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、黒部市地域防災計画に基づき、甲と乙との災害時における協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、黒部市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う災害応急対策について、必要があると認めるときは、乙に対して応援を要請することができるものとする。

（要請に対する措置）

第3条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合は、原則として甲の指示に基づき、次の各号に掲げる災害応急対策について協力するものとする。

- （1）市管理公共土木施設等の被災状況の調査
- （2）市管理公共土木施設被害等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- （3）前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

（協力体制の整備改善）

第4条 乙は、災害時に円滑な協力体制が図られるよう、会員相互の連絡網、情報収集及び伝達体制の整備に努めるものとする。

（要請手続）

第5条 甲は、第2条の規定に基づく要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにし、口頭、電話等により当該要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- （1）必要な協力の内容
- （2）業務を実施する場所
- （3）前2号に掲げるもののほか、要請に必要な事項

（経費の負担）

第6条 甲の要請により、乙が災害応急対策の応援に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生時前における適正な価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

(契約の締結)

第7条 甲は、会員に応急対策業務の実施を要請したときは、実施した会員と遅滞なく業務等委託契約を締結するものとする。

(従事者の損害補償)

第8条 第3条の規定に基づき、応急対策業務に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）により行うものとする。

(連絡体制の整備)

第9条 甲及び乙は、あらかじめ災害応急対策の応援に関する担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について支障を来たさないよう、常に点検及び改善に努めるものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれかから何らかの意志表示がなされないときは、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項、この協定に関して疑義が生じた事項及びこの協定の実施に関し必要な事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年8月2日

甲 黒部市三日市725番地
黒部市長 堀内康男

乙 富山市大泉本町1丁目12番14号
社団法人富山県測量設計業協会
会長 楠 則夫

10-34-1 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

黒部市（以下「甲」という。）と社会福祉法人緑寿会（以下「乙」という。）とは、大規模地震等の災害時において、福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、黒部市内において大規模地震、風水害及びその他の災害が発生した場合、甲の要請により、乙の運営する特別養護老人ホーム越野荘及び特別養護老人ホーム越之湖（以下「対象施設」という。）に災害時要援護者を対象とした福祉避難所を設置運営することについて必要な事項を定めるものとする。

（災害時要援護者）

第2条 この協定において、災害時要援護者とは、身体等の状況が特別養護老人ホーム、福祉施設、医療機関等に入所、入院するに至らない程度の在宅高齢者、障害者等、その他一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者（以下「要援護者」という。）及びその介護者である。

（福祉避難所の開設）

第3条 甲は、災害が発生し、その程度が福祉避難所を開設する必要があると認めるとき、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。乙は、甲の要請を受け、対象施設の建物、職員等の被災状況に応じて福祉避難所を開設するものとする。

（受入れの要請）

第4条 甲は、災害時において、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要援護者の存在を把握した場合、乙に対し、当該対象者の受入れを要請し、乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるように努めるものとする。

（管理運営）

第5条 災害時の福祉避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙の通常の施設運営を阻害することのないよう、必要な食料、日常生活用品の確保等、支援に努めるものとする。

（開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生から原則7日以内とする。ただし、災害の程度により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、開設期間を延長することができる。

(経費の負担)

第7条 福祉避難所の開設、管理運営等、乙が要援護者の受け入れに要した経費について、甲が災害救助法等関連法令の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(福祉避難所解消への努力)

第8条 甲は、福祉避難所の開設が乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(個人情報保護)

第9条 乙は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要援護者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙が書面により更新しない旨の意思表示を行わない場合は、有効期間はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年3月5日

(甲) 黒部市三日市725番地
黒部市長 堀内康男

(乙) 黒部市若栗2111番地
社会福祉法人緑寿会
理事長 川村昭一

10-34-2 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

黒部市（以下「甲」という。）と社会福祉法人宇奈月福祉会（以下「乙」という。）とは、大規模地震等の災害時において、福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、黒部市内において大規模地震、風水害及びその他の災害が発生した場合、甲の要請により、乙の運営する特別養護老人ホームおらはうす宇奈月（以下「対象施設」という。）に災害時要援護者を対象とした福祉避難所を設置運営することについて必要な事項を定めるものとする。

（災害時要援護者）

第2条 この協定において、災害時要援護者とは、身体等の状況が特別養護老人ホーム、福祉施設、医療機関等に入所、入院するに至らない程度の在宅高齢者、障害者等、その他一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者（以下「要援護者」という。）及びその介護者である。

（福祉避難所の開設）

第3条 甲は、災害が発生し、その程度が福祉避難所を開設する必要があると認めるとき、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。乙は、甲の要請を受け、対象施設の建物、職員等の被災状況に応じて福祉避難所を開設するものとする。

（受入れの要請）

第4条 甲は、災害時において、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要援護者の存在を把握した場合、乙に対し、当該対象者の受入れを要請し、乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるように努めるものとする。

（管理運営）

第5条 災害時の福祉避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙の通常の施設運営を阻害することのないよう、必要な食料、日常生活用品の確保等、支援に努めるものとする。

（開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生から原則7日以内とする。ただし、災害の程度により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、開設期間を延長することができる。

(経費の負担)

第7条 福祉避難所の開設、管理運営等、乙が要援護者の受け入れに要した経費について、甲が災害救助法等関連法令の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(福祉避難所解消への努力)

第8条 甲は、福祉避難所の開設が乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(個人情報保護)

第9条 乙は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要援護者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙が書面により更新しない旨の意思表示を行わない場合は、有効期間はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年3月5日

(甲) 黒部市三日市725番地
黒部市長 堀内康男

(乙) 黒部市宇奈月町下立37番地
社会福祉法人宇奈月福社会
理事長 長谷川忠治

10-35 災害時における応急対策業務に関する協定書

黒部市（以下「甲」という。）と黒部市建設業協会 会長 大愛富美子（以下「乙」という。）とは、黒部市地域防災計画に基づき、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対策業務の実施について、次の条項により、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における市民の救護活動等を円滑に行うため、甲の管理する道路、河川その他の公共土木施設及び甲の指定する施設（以下「公共土木施設等」という。）の機能確保及び回復を図るため、乙が行う協力に関し必要な事項を定める。

（応急対策業務の内容）

第2条 甲が乙に実施を要請する応急対策業務の内容は、公共土木施設等の損壊箇所の応急措置、障害物の除去及び損壊防止措置等とする。

（連絡体制）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策業務の要請に関する連絡責任者等の連絡体制を定めるものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、災害時における応急対策業務の必要があると認めるときは、乙に対して協力要請をするものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに応急対策業務を実施するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請により、乙が応急対策業務に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生時前における適正な価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

（契約の締結）

第6条 甲は、乙に応急対策業務の実施を要請したときは、実施した乙の会員と遅滞なく契約を締結するものとする。

（従事者の損害補償）

第7条 第4条の規定に基づき、応急対策業務に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）により行うものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれかから何らかの意思表示がなされないときは、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項、この協定に関して疑義が生じた事項及びこの協定の実施に関し必要な事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年4月9日

甲 黒部市三日市725番地
黒部市長 堀内康男

乙 黒部市新町1番地
黒部市建設業協会
会長 大愛富美子

10-36 災害に係る情報発信等に関する協定

黒部市及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、黒部市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、黒部市が黒部市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ黒部市の行政機能の低下を軽減させるため、黒部市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、黒部市及びヤフーの両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) ヤフーが、黒部市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、黒部市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 黒部市が、黒部市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載する等して、一般に広く周知すること。
 - (3) 黒部市が、黒部市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載する等して、一般に広く周知すること。
 - (4) 黒部市が、災害発生時の黒部市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載する等して、一般に広く周知すること。
 - (5) 黒部市が、黒部市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載する等して、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて黒部市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載する等して、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 黒部市が、黒部市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 黒部市及びヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、黒部市及びヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく黒部市及びヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

のとする。

(情報の周知)

第4条 ヤフーは、黒部市から提供を受ける情報について、黒部市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、黒部市及びヤフーは、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、黒部市及びヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、黒部市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年6月26日

富山県黒部市三日市725番地
黒部市長 堀内康男

東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役 宮坂学

10-37 災害時における物資供給に関する協定書

黒部市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年12月22日

甲 富山県黒部市三日市725番地

黒部市長 堀内康男

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧雄一郎

10-38 災害時における接骨師会支援活動協定書

黒部市（以下「市」という）と黒部市接骨師会（以下「接骨師会」という）とは、災害時の支援活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合に、接骨師会が市に行う支援活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（支援活動の実施）

第2条 市は、黒部市内において大規模な災害が発生し、接骨師会の協力が必要と認めるときは、接骨師会に対し派遣場所、日時、救援対象人数等を明示して支援活動の要請を行うものとする。

2 接骨師会は、市から前項の支援活動の要請を受けたときは、速やかに災害支援班を編成し、可能な範囲において支援活動を実施する。

（支援活動の内容）

第3条 前条の規定により、接骨師会が行う支援活動の内容は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第4章に規定する業務の範囲内での応急救護活動とする。

（経費の負担）

第4条 第2条の規定により、接骨師会が支援活動を行う経費は接骨師会の負担とする。

ただし、接骨師会が当該支援活動の実施に当たり、調達した医療用消耗品（ガーゼ・包帯・マスク・手袋・絆創膏等の衛生材料）については市の負担とする。

（報告及び連絡方法）

第5条 市は、接骨師会に対し支援活動要請書（様式第1号）をもって支援活動の要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請し、事後速やかに支援活動要請書を提出するものとする。

2 接骨師会は、前項の要請を受けたときは、第2条の規定により災害支援班を編成し、支援活動を実施したときは、支援活動終了後速やかに支援活動実施報告書（様式第2号）に参加名簿、使用した医療用消耗品の種類及び数量等を記載した書類を添えて市に提出するものとする。

（災害補償）

第6条 第2条の要請に基づき支援活動に従事した者が、当該業務により負傷、疾病又は死亡した場合の補償及び支援活動の従事中に第三者に過失により損害を与えた場合の補償は、接骨師会が加入する医療損害賠償保険に基づき行うものとする。

（連絡責任者）

第7条 市及び接骨師会は第2条の要請に関する事項の連絡を確実かつ円滑に行うため、次のとおり連絡責任者を置くものとする。

- (1) 市の連絡責任者 黒部市総務企画部防災危機管理班長
- (2) 接骨師会の連絡責任者 黒部市接骨師会代表者

(協定期間)

第8条 この協定は、市又は接骨師会が文書をもって1箇月前までに相手側に対し改正又は廃止の意思表示をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、市、接骨師会両者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成28年1月13日

富山県黒部市三日市1301番地
黒部市長 堀内 康 男

富山県黒部市金屋7-17番地
黒部市接骨師会
代表者 山 田 隆 司

10-39 災害時における応急対策業務に関する協定書

黒部市（以下「甲」という。）と一般社団法人富山県構造物解体協会（以下「乙」という。）とは、黒部市地域防災計画に基づき、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務の実施に関する事項を定め、市民の救護活動等を円滑に行うため、甲の管理する道路、河川等の公共土木施設及び甲の指定する場所の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物等 住宅、店舗、事務所、工場、病院、公共施設、橋りょう、鉄道、道路、港湾施設、その他の建築物及び工作物をいう。
- (2) 災害廃棄物 大規模災害により倒壊、焼失した建築物等の解体に伴って発生する木くず、金属くず、コンクリート塊等及びこれらの混合物をいう。

（応急対策業務の内容）

第3条 甲が乙に実施を要請する応急対策業務の内容は、次に掲げる各号とする。

- (1) 応急活動又は復旧活動に支障となる建築物等の解体
- (2) 被害者の救出を目的とした建築物等の解体
- (3) 災害廃棄物の撤去

（実施要請）

第4条 甲は、第1条の目的を達成するために、応急対策業務の必要があると認めたときは、応急対策業務要請書（様式第1号）により、乙に対し要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

（応急対策業務の実施）

第5条 乙は、甲から前条による要請があったときは、特別の理由がない限り、速やかに当該業務を実施するものとする。

- 2 乙は、撤去した災害廃棄物を甲が指定した場所へ移動するものとする。ただし、災害の状況により甲が指定することができない場合は、乙は、甲の承諾を得て、災害廃棄物を他の場所に移動させることができる。

（報告）

第6条 乙は、第3条の規定により解体撤去を実施した場合は、応急対策業務報告書（様式第2号）により、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲の要請した応急対策業務に要する費用は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害発生時前における適正な価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

(従事者の損害補償)

第8条 この協定に基づき応急対策業務に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては黒部市総務企画部防災危機管理班長、乙においては富山県構造物解体協会専務理事又は事務局長とする。

(実施細目)

第10条 この協定を実施するため、協力体制や応急対策業務の実施等について、あらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(協定期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれかから何らかの意思表示がされないときは、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年12月21日

甲 黒部市三日市1301番地
黒部市長 堀内康男

乙 富山市芝園町1丁目7番6号
一般社団法人富山県構造物解体協会
会長 石本博

10-40-1 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

黒部市（以下「甲」という。）と富山県立黒部学園（以下「乙」という。）とは、災害発生時において、要配慮者を対象とした福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、黒部市内において大規模地震、風水害及びその他の災害が発生した場合、甲の要請により、乙が管轄する富山県立黒部学園（以下「対象施設」という。）内に、要配慮者を受け入れるための福祉避難所を設置運営することについて必要な事項を定めるものとする。

（要配慮者）

第2条 この協定において「要配慮者」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条の規定に基づく身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と称する。）がある者で、障がい及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあり、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者（以下「障がい者等」という。）及びその介護者である。

（福祉避難所の開設）

第3条 甲は、災害が発生し、その程度が福祉避難所を開設する必要があると認めるとき、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。乙は、甲の要請を受け、対象施設の建物、職員等の被災状況に応じて福祉避難所を開設するものとする。

（受入れの要請）

第4条 甲は、災害時において、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した障がい者等の存在を把握した場合、乙に対し、当該対象者の受入れを要請し、乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるように努めるものとする。

（管理運営）

第5条 災害時の福祉避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙の通常の施設運営を阻害することのないよう、必要な食料、日常生活用品の確保等、支援に努めるものとする。

（開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生から原則7日以内とする。ただし、災害の程度により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、開設期間を延長することができる。

（経費の負担）

第7条 福祉避難所の開設、管理運営に係る経費及び甲の要請に基づいて乙が障がい者等に提供した支援内容に係る経費については、甲が負担するものとする。

(福祉避難所解消への努力)

第8条 甲は、福祉避難所の開設が乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た障がい者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙が書面により更新しない旨の意思表示を行わない場合は、有効期間はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年3月16日

(甲) 黒部市三日市1301番地
黒部市長 堀内 康 男

(乙) 黒部市石田6771番地
富山県立黒部学園
園長 松野 優

10-40-2 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

黒部市（以下「甲」という。）と富山県立にいかわ総合支援学校（以下「乙」という。）とは、災害発生時において、要配慮者を対象とした福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、黒部市内において大規模地震、風水害及びその他の災害が発生した場合、甲の要請により、乙が管轄する富山県立にいかわ総合支援学校（以下「対象施設」という。）内に、要配慮者を受け入れるための福祉避難所を設置運営することについて必要な事項を定めるものとする。

（要配慮者）

第2条 この協定において「要配慮者」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条の規定に基づく身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と称する。）がある者で、障がい及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあり、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者（以下「障がい者等」という。）及びその介護者である。

（福祉避難所の開設）

第3条 甲は、災害が発生し、その程度が福祉避難所を開設する必要があると認めるとき、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。乙は、甲の要請を受け、対象施設の建物、職員等の被災状況に応じて福祉避難所を開設するものとする。

（受入れの要請）

第4条 甲は、災害時において、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した障がい者等の存在を把握した場合、乙に対し、当該対象者の受入れを要請し、乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるように努めるものとする。

（管理運営）

第5条 災害時の福祉避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙の通常の施設運営を阻害することのないよう、必要な食料、日常生活用品の確保等、支援に努めるものとする。

（開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生から原則7日以内とする。ただし、災害の程度により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、開設期間を延長することができる。

（経費の負担）

第7条 福祉避難所の開設、管理運営に係る経費及び甲の要請に基づいて乙が障がい者等に提供した支援内容に係る経費については、甲が負担するものとする。

(福祉避難所解消への努力)

第8条 甲は、福祉避難所の開設が乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た障がい者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙が書面により更新しない旨の意思表示を行わない場合は、有効期間はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年3月16日

(甲) 黒部市三日市1301番地
黒部市長 堀内 康 男

(乙) 黒部市石田6682番地
富山県立にいかわ総合支援学校
学 校 長 石 政 佳 恵

10-40-3 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

黒部市（以下「甲」という。）と社会福祉法人新川むつみ園（以下「乙」という。）とは、災害発生時において、要配慮者を対象とした福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、黒部市内において大規模地震、風水害及びその他の災害が発生した場合、甲の要請により、乙が所有する新川むつみ園（以下「対象施設」という。）内に、要配慮者を受け入れるための福祉避難所を設置運営することについて必要な事項を定めるものとする。

（要配慮者）

第2条 この協定において「要配慮者」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条の規定に基づく身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と称する。）がある者で、障がい及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあり、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者（以下「障がい者等」という。）及びその介護者である。

（福祉避難所の開設）

第3条 甲は、災害が発生し、その程度が福祉避難所を開設する必要があると認めるとき、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。乙は、甲の要請を受け、対象施設の建物、職員等の被災状況に応じて福祉避難所を開設するものとする。

（受入れの要請）

第4条 甲は、災害時において、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した障がい者等の存在を把握した場合、乙に対し、当該対象者の受入れを要請し、乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるように努めるものとする。

（管理運営）

第5条 災害時の福祉避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙の通常の施設運営を阻害することのないよう、必要な食料、日常生活用品の確保等、支援に努めるものとする。

（開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生から原則7日以内とする。ただし、災害の程度により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、開設期間を延長することができる。

（経費の負担）

第7条 福祉避難所の開設、管理運営に係る経費及び甲の要請に基づいて乙が障がい者等に提供した支援内容に係る経費については、甲が負担するものとする。

(福祉避難所解消への努力)

第8条 甲は、福祉避難所の開設が乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た障がい者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙が書面により更新しない旨の意思表示を行わない場合は、有効期間はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年3月16日

(甲) 黒部市三日市1301番地
黒部市長 堀内 康 男

(乙) 入善町浦山新2208番地
社会福祉法人 新川むつみ園
理事長 井田 善 久

10-41 災害時における応急対策業務に関する協定

黒部市（以下「甲」という。）と富山県電気工事工業組合（以下「乙」という。）とは、黒部市地域防災計画に基づき、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務等の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民の安全を確保するため、災害時に甲の管理する公共施設等における電気設備の機能の確保及び復旧を図るとともに、災害時の甲、乙間における応急対策業務の実施に関する基本的事項を定め、もって迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（実施要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために応急対策業務の必要があると認めたときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又はファックス等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 応急対策業務の内容及び場所への経路
- (3) 応急対策業務の期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応急対策業務のために必要な事項

2 乙は、甲から前項による要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに当該業務を実施するものとする。

（応急対策業務の内容）

第3条 甲が乙に実施を要請する応急対策業務の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公共施設等の電気設備等の復旧及び電気に係る事故防止措置
- (2) 前号に掲げるもののほか、公共施設等の電気設備機能の確保及び回復を図る上で必要な事項

（費用の負担）

第4条 甲が要請した応急対策業務に要する費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害の直前における通常の価格を基準として、甲乙が協議の上、決定するものとする。

（従事者の損害補償）

第5条 第2条の規定に基づき、応急対策業務に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）により行うものとする。

（実施細目）

第6条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲乙が協議の上、定めるものとする。

(連絡体制の整備)

第7条 応急対策業務に関する事項の連絡を円滑に行うため、甲及び乙はあらかじめ連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、災害時に支障をきたさないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(有効期限)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年12月4日

甲 黒部市三日市1301番地
黒部市長 堀内康男

乙 富山市上富居一丁目7番12号
富山県電気工事工業組合
理事長 杉本繁機

10-42 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書

黒部市（以下、「甲」という。）、宇奈月温泉旅館協同組合（以下、「乙」という。）及び、宇奈月温泉防災会（以下、「丙」という。）は、乙の組合員が所有する旅館・ホテル等の施設（以下「宿泊施設」という。）を災害時において、一時的な避難所として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（要請及び協力）

第1条 甲及び丙は、黒部市内に地震、風水害等その他災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において、それぞれ乙及び乙の組合員（以下「乙等」という。）に対し支援の協力の要請を行うことができるものとする。

2 乙等は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲で宿泊施設の提供について協力するものとする。

（受入れ対象者）

第2条 乙の組合員が所有する宿泊施設を一時的な避難所として使用できる者は、災害により緊急避難又は宿泊の援護を必要とし、甲の指定する避難所等において対応が困難であると甲が認めた者とする。

2 前項の対象者は、高齢者、障がい者等の要配慮者を含むものとする。

（組合員名簿）

第3条 乙は、甲及び丙に、それぞれ組合員名簿を提出することとし、内容に変更が生じる場合には速やかに報告するものとする。

（協力の範囲）

第4条 甲又は丙から第1条第1項の規定による要請があった場合において、乙等が協力する業務の範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 避難場所の提供
- (2) 炊き出しを中心とした非常食の提供
- (3) その他必要と認められる支援

（要請手続き）

第5条 甲又は丙が、乙等に対し第1条第1項の規定による要請を行う場合は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により行い、後日速やかに要請文書を送付するものとする。

（受入対象期間）

第6条 宿泊施設への受入対象期間は、乙の組合員が受入れ可能となった日から原則2泊3日以内とする。ただし、災害の程度により期間を延長する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、これを延長することができるものとする。

（報告）

第7条 乙等は、第1条第2項の規定に基づき協力した場合は、甲及び丙に速やかに次の事項を報告するものとする。

- (1) 受入れ人数
- (2) 非常食の提供数
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(費用の負担)

第8条 乙の組合員が所有する宿泊施設の提供に要した経費は、乙等からの適法な支払い請求に基づき、甲が支払うものとする。

2 前項の経費は、災害発生前における適正な価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

(取消料等損害賠償)

第9条 乙等は、第1条第1項の規定による協力要請の取消があった場合でも、甲に対し、取消料等の損害賠償は請求しないものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては黒部市総務企画部防災危機管理班長、乙においては宇奈月温泉旅館協同組合理事長、丙においては宇奈月温泉自主防災会長とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1カ月前までに甲、乙又は丙が書面により更新しない旨の意思表示を行わない場合は、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙丙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、三者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年5月13日

甲 黒部市三日市1301番地
黒部市長 大野久芳

乙 黒部市宇奈月温泉38番地45号
宇奈月温泉旅館協同組合
理事長 濱田政利

丙 黒部市宇奈月温泉643番地
宇奈月温泉防災会
会長 河田稔

10-43 災害時における医療救護活動に関する協定書

黒部市（以下「甲」という。）と一般社団法人下新川郡医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療救護活動の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、黒部市地域防災計画に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の要請及び派遣）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは医療救護班を編成し、速やかに派遣するものとする。

3 甲は、協力要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

（医療救護班に対する指揮命令等）

第3条 医療救護班に対する指揮及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第4条 医療救護班の輸送は、甲乙が共同して行うものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急医療処置
- (2) 傷病者のトリアージ
- (3) 傷病者の医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- (4) 助産
- (5) 被災住民等の健康管理
- (6) 死亡の確認
- (7) その他状況に応じた措置

（医薬品等の供給）

第6条 医療救護班が使用する医薬品、医療資機材等（以下「医薬品等」という。）については、当該医療救護従事者が携行するもののほか、甲がその供給について必要な措置を講ずるものとする。

（報告）

第7条 医療救護班の責任者は、第5条第2項に規定する業務を行ったときは、その状況を記録するとともに、医療救護活動の終了後、活動の実績を乙に報告するものとする。

2 乙は、前項の報告を取りまとめ、甲に提出するものとする。

（医事紛争の措置）

第8条 乙は、医療救護の実施により傷病者との間に医事紛争が生じた場合は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議のうえ、紛争解決のため適切な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療救護班に係る次に掲げる経費は、甲が負担する。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 前2号に定めるもののほか、医療救護活動に要した費用で甲が必要と認めたもの

(災害補償)

第11条 甲の要請により医療救護活動に従事した者が、当該医療救護活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、その補償に要する費用は、災害救助法その他関連法令により補償される場合を除き、甲が負担する。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額は、災害救助法その他関連法令に規定する算定方法に準じて算定するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年2月20日

甲 黒部市三日市1301番地
黒部市長 大野久芳

乙 黒部市吉田599番地2
一般社団法人下新川郡医師会
会長 藤森正記

10-101 富山県市町村消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、消防の相互応援体制を確立し、消防力の強化を図ることを目的とする。

(協定の適用範囲)

第2条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条に基づく災害対策本部が設置される以前の事態に適用する。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 火災防ぎよのための消防隊の派遣
- (2) 大規模な災害事故における救助隊及び救急隊の派遣
- (3) その他の災害に際し、防ぎよに必要な人員及び資器材の援助

(応援要請)

第4条 応援を受けようとする市町村長（以下「応援要請者」という。）は、応援側の市町村長（以下「応援者」という。）に次の事項を連絡のうえ、応援を要請しなければならない。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の状況
- (3) 応援隊の種別、隊員数及び人員
- (4) 防ぎよに必要な資器材の種別及び数量
- (5) 応援の場所並びに誘導員の配置場所
- (6) その他必要な事項

2 応援要請者は、事後速やかに前項各号について文書をもって応援者に提出しなければならない。

(応援の方法)

第5条 応援要請を受けた場合、応援者はそれぞれの区域内の警備に支障のない範囲において、必要な応援をしなければならない。

2 応援は原則として要請によるものとする。ただし、隣接地域に発生した火災について、応援者が必要と認めた場合はこの限りでない。

3 火災以外の災害に対する応援は、前2項に準ずる。

(応援出動の通報)

第6条 応援者は、要請に基づき応援出動する場合は、次の事項を応援要請者に通報しなければならない。

- (1) 応援隊の種別、隊数及び人員
- (2) 応援隊の長の職、氏名
- (3) 資器材の種別及び数量
- (4) 出動時刻
- (5) その他必要な事項

2 前項の規定は、前条第2項ただし書きの場合に準用する。

第7条 応援要請者は、応援隊の到着場所に誘導員を置き、応援隊の誘導を行わなければならない。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮者は、消防組織法第24条の4の規定に基づくほか次による。

(1) 指揮者は、応援要請市町村の消防長又は消防団長とする。

(2) 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。

2 応援隊の長は、現場到着及び活動の状況等を前項の指揮者に報告しなければならない。

(情報の収集、通報)

第9条 協定者は、情報の収集に努め、相互に連絡しなければならない。

(応援経費)

第10条 応援に要した経費の負担は、次のとおりとする。ただし、特別のものについては、関係当事者の協議により決定する。

(1) 応援に要した経常的経費は、応援者の負担とする。

(2) 応援者が、災害地において調達したものの経費は応援要請者の負担とする。

2 応援隊員に対する災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）及び消防団員等公務災害補償等共済基金法（昭和31年法律第107号）の規定に基づき処理するものとする。

3 消防作業に従事した者に対する災害補償は、消防団員等公務災害補償等共済基金法の規定に基づき応援要請者において行うものとする。

4 賞じゅつ金の支給については、協定市町村が制定する関係条例等の規定に基づき応援要請者が応援者と協議のうえ処理するものとする。

5 現場において応援業務に従事中、第三者に加えた人的、物的損害補償は、応援要請者において行うものとする。

(運用細目)

第11条 この協定の運用は、別に定める富山県市町村相互応援協定細目による。

(協定の改正)

第12条 協定者が、この協定の改正を行う必要があると認めるときは、協議するものとする。

(協定の証)

第13条 この協定の成立を証するため協定者は本書1通を作成し、記名捺印のうえ、富山県知事に保管を委託するとともにその写を各1通所持するものとする。

附 則

この協定は、昭和44年3月7日から効力を発する。

上記のとおり協定する。

10-102 船舶火災の消火活動に関する業務協定

船舶（消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ。）の火災について、伏木海上保安部と富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、入善町及び朝日町（以下「関係市町」という。）消防機関が協力し、円滑に消火活動を行うため、両者は次のとおり協定を締結する。

（区域）

第1条 この協定の区域は、関係市町それぞれの行政区域に属する沿岸水域（港湾及び漁港を含む。）とする。

（消火活動の担任区分）

第2条 ふ頭岸壁等にけい留された船舶、上架及び入渠中における船舶の消火活動は主として関係の消防機関が担任するものとし、伏木海上保安部はこれに協力するものとする。

2 上記以外の船舶の消火活動は主として伏木海上保安部が担任するものとし、関係の消防機関はこれに協力するものとする。

（原因等の調査）

第3条 船舶火災の原因ならびに火災および消火により受けた損害の調査は、伏木海上保安部と関係の消防機関がその都度協議して行うものとする。

（資料等の交換）

第4条 法令に定めるもののほか、入港船舶の消防法及び港則法上の危険物積載の状況、消防資器材の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

（船舶火災の通報）

第5条 伏木海上保安部又は関係の消防機関は、船舶火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

（事後通報）

第6条 伏木海上保安部または関係の消防機関が単独で船舶火災の消火に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

（経費の負担区分）

第7条 船舶火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における負担は、伏木海上保安部と関係の消防機関が、その都度協議のうえ定めるものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、以後協定機関満了の日1か月前までに両者の一方から協定終了の申出がなされないときは、この協定は引続き順次3年間有効期間を更新するものとする。

なお、この協定の有効期間内であっても、特殊な事情により改訂の必要を認めた場合は、両者が協議のうえ、本協定を改訂することができるものとする。

この協定の証として、協定者は本書 11 通を作成し、記名押印のうえ、各 1 通を所持するとともに、残り 1 通を富山県知事に保管を委託するものとする。

昭和 48 年 5 月 17 日

伏木海上保安部長 林 藤 吉 常
富山市長 改 井 秀 雄
高岡市長 堀 健 治
新湊市長 内 藤 友 明
魚津市長 清 河 七 良
氷見市長 堀 埜 豊 一
滑川市長 黒 田 松 次
黒部市長 寺 田 初 夫
入善町長 柚 木 榮 吉
朝日町長 中 川 雍 一

10-103 高速自動車国道北陸自動車道における消防及び救急業務応援協定書

富山県東部消防組合と新川地域消防組合（以下「協定機関」という。）は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条第 2 項の規定に基づき、それぞれの区域にかかる高速自動車国道北陸自動車道（以下「高速道路」という。）における消防及び救急の業務に関する応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、高速道路において火災又は救急事故（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定機関相互の消防力を活用して災害による被害を軽減することを目的とする。

（応援）

第 2 条 当該協定機関の区域内において、災害発生地協定機関から応援を求められた場合は、応援を求められた協定機関に属する消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）を速やかに出動させるものとする。

2 高速道路のインターチェンジの所在する協定機関の消防本部が高速道路における災害の発生を覚知した場合は、前項の応援の要請があったものとみなし、別表に掲げる区分により災害の発生地に対し応援のため、消防隊等を出動させるものとする。

（指揮）

第 3 条 応援のため出動した消防隊等の指揮は、応援を受けた協定機関（以下「受援協定機関」という。）の長が行うものとする。

2 前項の規定により難しい場合は、応援を行う協定機関（以下「応援協定機関」という。）の長が指揮するものとし、応援協定機関が 2 以上にわたる場合は、先着した応援協定機関の長がこれを行うものとする。

（出動区域）

第 4 条 応援協定機関の出動区域は、原則として別表のとおりとする。

2 受援協定機関は、応援協定機関の消防隊等に積極的に協力するものとする。

（経費の負担）

第 5 条 応援のため必要とする経費は、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 機械器具の小破損の修理、機械用燃料その他の消耗資材、消防隊等の隊員（以下「隊員」という。）の諸手当及び被服等に要する諸経費は、応援協定機関の負担とする。ただし、消費した消火薬剤並びに応援が長期間にわたった場合における現地での補給燃料及び隊員の給食のために要した経費は受援協定機関の負担とする。

(2) 隊員の公務災害補償及び賞じゅつ金のために要する経費は応援協定機関の負担とする。

(3) 応援協定機関が、応援出動中に消防機械器具に重大な損傷を生じた場合、又は建物、施設若しくは一般人等に損害を与えた場合における損害賠償又は損失補償は、その都度受援協定機関と協議して定めるものとする。

（情報交換）

第 6 条 協定機関は、この協定の適正な運用を期するために必要な情報を交換するものとする。

(委 任)

第7条 この協定に規定するもののほか、この協定の実施について必要な事項は、協定機関の消防長が協議して定めるものとする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定機関で協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成25年3月31日から平成26年3月31日までとする。

2 有効期間満了の1箇月前までに、協定機関のいずれからこの協定の改廃の意思表示がないときは、更に1年間延長されたものとし、以後も同様とする。

3 この協定の有効期間中であっても、協定機関が協議のうえこれを改廃することができる。

附 則

1 この協定は、平成25年3月31日から施行する。

2 昭和58年12月2日付けの魚津市と黒部市が締結した協定は、この協定の締結後、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各々記名押印のうえ、各自その1通を保持する。

平成25年3月31日

富山県魚津市本江3197番地1

富山県東部消防組合

管理者 澤 崎 義 敬

富山県黒部市植木761番地1

新川地域消防組合

管理者 米 澤 政 明

別 表

(第2条、第4条関係) 出 動 区 域 表

出 動 区 域		担当機関
魚津 I C ～ 黒部 I C	上り線 (富山方向)	新川地域消防組合
	下り線 (糸魚川方向)	富山県東部消防組合

10-104 海難救助活動に関する覚書

魚津市が海難救助船を用いて行う、人命、船舶の救助活動及び消火活動等（以下「海難救助活動」という。）について、魚津市と滑川市、黒部市、入善町及び朝日町（以下「関係市町」という。）が協力し、円滑に海難救助活動を行うため、関係市町は覚書を締結する。

（区域）

第1 この覚書は、関係市町それぞれの行政区域に属する沿岸海域（港湾を含む。）とする。

（海難救助活動の要請）

第2 魚津市は、関係市町に属する海域で火災又は事故が発生し、出動要請があったときは、海難救助船を現場に出動させることとする。

ただし、気象状況、その他の理由により出動できないときは、関係市町と協議する。

（原因等の調査）

第3 船舶火災の原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、現場を管轄する市町の消防機関が行う。

ただし、管轄する市町が定かでない場合は、その都度関係する消防機関と協議する。

（事後通報）

第4 魚津市が他市町の管轄する海域において単独で海難救助活動に従事したときは、すみやかにそのてん末を関係する市町に連絡するものとする。

（経費の分担）

第5 活動及び維持に要する経費の負担は、別に定める。

（資料等の交換）

第6 海難救助活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

（その他必要事項）

第7 この覚書の他に必要な事項は、魚津市と関係市町が協議し定める。

（覚書の有効期間）

第8 この覚書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに、関係市町のいずれからもこの覚書の改廃の意思表示がないときは、更に1年間延長されたものとし、以後も同様とする。

この覚書の締結を証するため、本書5通を作成し、各々記名押印のうえ、各自1通を保持する。

平成7年12月13日

魚津市長	石川 精 二
滑川市長	澤 田 寿 朗
黒部市長	荻 野 幸 和
入善町長	柚 木 春 雄
朝日町長	魚 津 龍 一

10-105 富山県消防防災ヘリコプター応援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、富山県内の市町村及び消防組合（以下「市町村等」という。）が富山県の所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる区域は、市町村等の区域とする。

(要請の基準)

第3条 この協定に基づく応援要請は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する消防の任務を遂行する場合に行うものとする。

(要請の範囲)

第4条 この協定に基づく応援要請は、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断する場合に行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等緊急性があり、かつ、航空機による活動が最も有効な場合

(要請の方法)

第5条 応援要請する市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長は、富山県知事（以下「知事」という。）に対して、次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害等の種別
- (2) 災害等発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害等発生現場の気象状態
- (4) 災害等現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要事項

(航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、活動現場等の気象状態を確認のうえ、消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 前条の規定による応援要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(活動現場における指揮)

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、活動現場における航空隊の隊員（以下「隊員」という。）は、要請市町村等の長の指揮の下に行動するものとする。

ただし、緊急の場合は、活動現場の最高指揮者の指揮の下に行動するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき、隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から隊員を派遣している市町村の長に対して、富山県市町村消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第4条の規定に基づく応援要請があったとみなすものとする。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、富山県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第10条の規定にかかわらず、富山県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、富山県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成8年4月1日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書38通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自それぞれ、1通を所持する。

富山県知事	婦中町長
富山市長	山田村長
高岡市長	細入村長
新湊市長	小杉町長
魚津市長	大門町長
氷見市長	下村長
滑川市長	大島町長
黒部市長	城端町長
砺波市長	平村長
小矢部市長	上平村長
大沢野町長	利賀村長
大山町長	庄川町長
舟橋村長	井波町長
上市町長	井口村長
立山町長	福野町長
宇奈月町長	福光町長
入善町長	福岡町長
朝日町長	射水消防組合管理者
八尾町長	南砺消防組合管理者

10-106 携帯電話等による 119 番通報の対応に関する協定書

富山県の市町村は、携帯電話等による 119 番通報の対応について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、富山県内における携帯電話又は自動車電話（以下「携帯電話等」という。）による 119 番通報に関し、電波の特性等の事由により管轄する市町村の区域以外からの携帯電話等による 119 番通報（以下「管轄外通報」という。）を受信する場合における処理その他必要な事項を定めるものとする。

(直接受信の例外)

第 2 条 舟橋村の区域の通報については、立山町消防本部で受信するものとする。

(転送等)

第 3 条 管轄外通報を管轄消防本部へ伝達する手段は、119 番着信回線の転送を基本とする。ただし、転送が困難な状態となったときは情報聴取後の伝達とする。

2 前項ただし書の規定による伝達は、優先電話等によるものとし、次の事項を伝達するものとする。

- (1) 火災、救急、救助等の事故種別
- (2) 事故発生場所、事故概要
- (3) その他必要な事項

3 舟橋村の区域からの通報について、立山町消防本部以外の消防本部が受信した場合は、立山町消防本部に転送又は伝達するものとする。

(消防本部の責務)

第 4 条 各消防本部は、前条の規定による転送又は伝達を迅速に送受信できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 前条の規定による転送又は伝達を行う消防本部は、当該転送又は伝達に係る消防事務を迅速かつ的確に処理するものとする。

(記録)

第 5 条 転送又は伝達が行われた場合には、相互の消防本部は、その記録を必要期間保存するものとする。

(経費の負担)

第 6 条 第 3 条の規定による転送及び伝達に使用する機器については、各消防本部がそれぞれ整備し、これに関する維持管理についても負担する。

2 転送及び伝達に係る通信経費は、転送を行った消防本部の負担とする。

(協定の有効期間)

第 7 条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。ただし、協定期間の終了する日までに、各消防本部からなんらかの意思表示がないときは、協定の有効期間は更に 1 年延長するものとし、その後も同様とする。

(疑義等)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、必要に応じ協議して定めるものとする。

(前協定の失効)

第9条 携帯電話等による119番通報の対応に関する協定書(平成11年5月18日締結)は、この協定締結の日以降その効力を失う。

(経過措置)

第10条 この協定締結の日から平成18年3月30日まで(以下「経過措置期間」という。)における第2条の適用については、「舟橋村の区域の通報については、立山町消防本部で」とあるのは「宇奈月町の区域の通報については黒部市消防本部で、舟橋村の区域の通報については立山町消防本部で」と読み替えるものとする。

2 経過措置期間における第3条第3項の適用については、「舟橋村」とあるのは「宇奈月町又は舟橋村」と、「立山町消防本部以外の」とあるのは、「黒部市消防本部又は立山町消防本部以外の」と、「立山町消防本部に」とあるのは「宇奈月町の区域からの通報については黒部市消防本部に、舟橋村の区域からの通報については立山町消防本部に」と読み替えるものとする。

この協定の成立を証するため本書15通作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成17年12月1日

富山市長 森 雅 志
高岡市長 橋 慶 一 郎
魚津市長 澤 崎 義 敬
氷見市長 堂 故 茂
滑川市長 中 屋 一 博
黒部市長 堀 内 康 男
砺波広域圏事務組合管理者 安 念 鉄 夫
小矢部市長 大 家 啓 一
射水市長 分 家 静 男
上市町長 伊 東 尚 志
立山町長 大 辻 進
宇奈月町長 中 谷 延 之
入善町長 米 澤 政 明
朝日町長 魚 津 龍 一
舟橋村長 金 森 勝 雄

10-107 富山県消防防災ヘリコプター支援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「組織法」という。）第 18 条の 3 第 2 項の規定により、富山県（以下「甲」という。）と黒部市（以下「乙」という。）とは、同条第 1 項の規定による消防の支援（以下「支援」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、組織法第 18 条の 3 第 1 項の規定により、甲がその所有する消防防災ヘリコプター（以下「ヘリコプター」という。）を用いた乙に対する支援が、迅速かつ円滑に実施されるため、必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第 2 条 この協定に基づき黒部市長（以下「市長」という。）が支援を要請することができる区域は、黒部市の区域とする。

（要請の基準）

第 3 条 この協定に基づく支援の要請は、組織法第 1 条に規定する消防の任務を乙が遂行する場合に行うものとする。

（要請の要件）

第 4 条 この協定に基づく支援の要請は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、ヘリコプターの活動が必要と市長が判断するときに行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 乙の消防力によっては、災害の防御等が著しく困難と認められる場合
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、救急搬送等の緊急性があると認められる場合

（要請の方法）

第 5 条 市長は、富山県知事（以下「知事」という。）に対して、次に掲げる事項を明らかにして、支援の要請をするものとする。

- (1) 災害等の種別
- (2) 災害等の発生日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害等の発生現場の気象状況
- (4) 災害等の現場の最高指揮者の職及び氏名並びに当該最高指揮者との連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び受入体制
- (6) 支援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要事項

（航空隊の派遣）

第 6 条 知事は、前条の規定による支援の要請があったときは、災害等の状況及びヘリコプターの活動現場等の気象状況等を確認のうえ、支援の可否を決定し、市長にその旨を回答するものとする。

2 知事は、前条の規定による支援の実施を決定したときは、消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）を派遣するものとする。

(要請前の派遣)

第7条 知事は、前2条の規定にかかわらず、黒部市に第4条各号に該当する事態が発生し、ヘリコプターの活動が必要と認めるときは、市長の要請が行われる前であっても、航空隊を派遣することができるものとする。

2 知事は、前項の規定により航空隊を派遣したときは、市長に対して、その旨を速やかに通報するものとする。

(活動現場における連携)

第8条 第6条第2項及び前条第1項の規定により派遣される航空隊は、活動現場において、乙の消防機関と相互に密接に連携して行動するものとする。

(支援の中断等)

第9条 知事は、特別な事態が生じた場合は、支援を中断し、又は中止することができるものとする。

(経費の負担)

第10条 この協定に基づく支援に係る経費は、甲が負担するものとする。ただし、支援を受入れるためのヘリコプターの場外離着陸場の整備の経費その他支援に付随する経費は、乙が負担するものとする。

(その他)

第11条 この協定について疑義が生じた事項又は定めのない事項については、必要に応じて甲乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自それぞれ1通を保有するものとする。

平成16年4月1日

甲 富山県知事 中 沖 豊

乙 黒部市長 荻 野 幸 和

10-108 消防相互応援協定（長野県北アルプス広域連合）

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項に基づき、長野県北アルプス広域連合と新川地域消防組合（以下「広域連合及び消防組合」という。）の管轄区域内で発生した火災等の災害の際、相互の消防力を活用して、災害による被害を最少限度に防止することを目的とする。

（応援の要請）

第2条 北アルプス広域連合長及び新川地域消防組合管理者（以下「連合長及び管理者」という。）は、火災等の災害発生地が遠隔であって、自己の消防力では対応が困難と認めたときは、連合長及び管理者に対し消防隊等の応援出動を要請することができる。

（災害情報の交換）

第3条 管轄区域の境界周辺で発生した災害を覚知したときは、速やかに連合長及び管理者に対し、災害の状況を通報するものとする。

（応援要請の方法）

第4条 応援の要請は、災害発生地の連合長及び管理者又はその代理者が、次の事項を明確にして行うものとする。

- （1） 災害等の種別
- （2） 災害等の発生日時、場所及び被害の状況
- （3） 災害等の発生現場の気象状況
- （4） 災害等の現場の最高指揮者の職及び氏名並びに当該最高指揮者との連絡方法
- （5） 応援に要する人員及び資機材の品目並びに数量
- （6） 応援隊要請場所及び受入体制
- （7） その他必要事項

（応援隊の派遣）

第5条 前条の規定により応援要請を受けた連合長及び管理者は、当該管轄区域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援連合長及び管理者は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、資機材の品目並びに数量、到着予定時刻を受援連合長及び管理者に通報し、又は派遣しないときは、その旨遅延なく受援連合長及び管理者に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第6条 応援隊は受援広域連合及び消防組合の消防長又は消防署長の指揮下に行動するものとする。

（費用負担）

第7条 応援に要した費用は、当事者間において協議のうえ決定するものとする。

（その他の事項）

第8条 この協定以外の必要な事項に関しては、当事者において、その都度協議決定するものとする。

付 則

- 1、この協定は、平成 25 年 4 月 1 日から効力を発する。
- 2、昭和 61 年 7 月 16 日の朝日町及び平成 18 年 7 月 1 日の黒部市が長野県北アルプス広域連合と締結した協定は平成 25 年 3 月 31 日で廃止する。

上記協定を証するため本書 2 通を作成し、各々記名押印のうえ当事者各 1 通を保管する。

平成 25 年 4 月 1 日

長野県大町市大町 1058 番地 33
北アルプス広域連合
広域連合長 牛 越 徹

富山県黒部市植木 761 番地 1
新川地域消防組合
管理者 米 澤 政 明

10-109 鉄道災害時の安全対策に関する覚書

富山県の消防機関（富山市消防局・高岡市消防本部・射水市消防本部・魚津市消防本部・氷見市消防本部・滑川市消防本部・黒部市消防本部・砺波広域圏消防本部・小矢部市消防本部・入善町消防本部・朝日町消防本部。）（以下「甲」という。）と鉄道機関（西日本旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社。）（以下「乙」という。）は、乙が営業している鉄軌道敷内及び沿線等で、甲の出動を必要とする人身事故等及び火災（以下「災害」という。）が発生した場合の相互連絡・協力体制を定めることにより、安全で迅速な災害防除活動及び公共交通機関の早期運転再開を実現するためこの覚書を交換する。

- 1 災害時における消防活動を円滑に遂行するため、甲及び乙は、相互に協力するよう努めるものとする。
- 2 甲は、鉄軌道敷内及び沿線等での災害を覚知した場合、乙に通報する。
- 3 乙が鉄軌道敷内及び沿線等での災害を認知した場合、甲への通報に際し、甲が対応体制を整えるために必要な、別表第1に掲げる情報を可能な限り通報するものとする。また、第1通報の後、甲が到着するまでの間において、その時に通報することができなかった情報や新たな情報を得た場合についても、同様とする。
- 4 甲及び乙相互の情報連絡先は、別表第2に定める。
- 5 乙は、甲の到着後、速やかに、別表第3に掲げる事項について、把握している情報を伝達するとともに、可能な限り、災害発生場所等への誘導を行うものとする。
- 6 甲は、消防活動に際して、乙が行っている安全管理措置を確認するとともに、消防活動上必要な範囲の列車の停止、徐行等の運行方法について、乙に要請することができるものとする。
- 7 甲及び乙は、それぞれの責任において行う活動の状況について、相互に情報交換を行うとともに、乙は、別表第4に掲げる事項について、可能な範囲で、甲に協力するものとする。
- 8 甲は、消防活動が終了し列車の停止等を解除する場合、速やかに、乙に連絡するものとする。また、乙は、運転規制の解除又は、変更の際して、甲に連絡するものとする。
- 9 甲及び乙は、定期的な訓練の実施に努めるものとする。
- 10 甲及び乙は、二次災害の防止について、平常時においても、お互いに情報交換又は、提供を行い、必要に応じて調整協議を行うものとする。
- 11 この覚書に定めのない事項、又は疑義を生じた事項は、その都度、協議し決定するものとする。

この覚書は、平成18年10月1日から実施する。

平成18年9月30日

富山市消防局
消防局長 藪腰 政輝
高岡市消防本部

消防長 小林 紀孝

射水市消防本部
消防長 塚本 廣文

魚津市消防本部
消防長 澤田 祥治

氷見市消防本部
消防長 脇 清次

滑川市消防本部
消防長 石倉 俊明

黒部市消防本部
消防長 谷口 政芳

砺波広域圏事務組合
消防長 有若 隆

小矢部市消防本部
消防長 伊藤 正之

入善町消防本部
消防長 米澤 政明

朝日町消防本部
消防長 魚津 龍一

西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社
安全対策室長 竹之内 博

日本貨物鉄道株式会社 金沢支店
支店長 飯田 聡

別 表 第 1

1 鉄道事故等

- (1) 発生場所及び最寄り駅名
- (2) 事故の内容及び状況
- (3) 列車の運行状況
- (4) 乗客数並びに避難者数及び死傷者数

2 火災時

- (1) 出火点及び最寄り駅名
- (2) 燃焼物
- (3) 延焼状況及び煙の拡大状況
- (4) 列車の運行状況
- (5) 避難状況及び死傷者数

別 表 第 2

関係機関	電話番号	F A X
消 防 関 係		
富山市消防局	076-493-4141	076-493-4011
高岡市消防本部	0766-22-3131	0766-22-3498
射水市消防本部	0766-56-0119	0766-56-9542
魚津市消防本部	0765-24-0119	0765-23-9178
氷見市消防本部	0766-74-8300	0766-74-8338
滑川市消防本部	076-475-0180	076-475-7719
黒部市消防本部	0765-54-0119	0765-54-3992
砺波広域圏消防本部	0763-34-8119	0763-34-8114
小矢部市消防本部	0766-67-0119	0766-67-5108
入善町消防本部	0765-72-0135	0765-72-0937
朝日町消防本部	0765-83-0009	0765-83-1867
鉄道関係		
西日本旅客鉄道(株)		
金沢総合指令センター	076-253-5261	076-253-5262
西日本旅客鉄道(株)		
富山駅指令（高山線）	076-432-9022	
西日本旅客鉄道(株)		
高岡鉄道部指令（氷見線・城端線）	076-624-9810	
日本貨物鉄道(株)		
金沢支店貨物指令（新湊線）	076-251-7165	

別 表 第 3

- 1 災害状況
- 2 列車の運行状況
- 3 避難者及び死傷者の状況
- 4 監視員の配置状況
- 5 電路遮断措置等
- 6 活動あるいは避難上危険のあるものと、これに対する措置の状況
- 7 換気及び排煙設備の運転状況

別 表 第 4

- 1 消防活動を効率的に実施するために必要な施設（吸排気設備、車両等）の運転停止等の協議及び対応できる資機材等の提供
- 2 災害状況の調査、活動内容等の情報交換
- 3 関係機関の活動及び措置事項の情報交換
- 4 その他甲の消防活動上必要な事項

10-110 鉄道災害時の安全対策に関する覚書

富山県の消防機関（富山市消防局・高岡市消防本部・射水市消防本部・富山県東部消防組合消防本部・新川地域消防本部・砺波地域消防組合消防本部）（以下「甲」という。）と鉄道機関（あいの風とやま鉄道株式会社）（以下「乙」という。）は、乙が営業している鉄軌道敷内及び沿線等で、甲の出動を必要とする人身事故等及び火災（以下「災害」という。）が発生した場合の相互連絡・協力体制を定めることにより、安全で迅速な災害防除活動及び公共交通機関の早期運転再開を実現するためこの覚書を交換する。

- 1 災害時における消防活動を円滑に遂行するため、甲及び乙は、相互に協力するよう努めるものとする。
- 2 甲は、鉄軌道敷内及び沿線等での災害を覚知した場合、乙に通報する。
- 3 乙が鉄軌道敷内及び沿線等での災害を認知した場合、甲への通報に際し、甲が対応体制を整えるために必要な、別表第1に掲げる情報を可能な限り通報するものとする。また、第一通報の後、甲が到着するまでの間において、その時に通報することができなかった情報や新たな情報を得た場合についても、同様とする。
- 4 甲及び乙相互の情報連絡先は、別表第2に定める。
- 5 乙は、甲の到着後、速やかに、別表第3に掲げる事項について、把握している情報を伝達するとともに、可能な限り、災害発生場所等への誘導を行うものとする。
- 6 甲は、消防活動に際して、乙が行っている安全管理措置を確認するとともに、消防活動上必要な範囲の列車の停止、徐行等の運行方法について、乙に要請することができるものとする。
- 7 甲及び乙は、それぞれの責任において行う活動の状況について、相互に情報交換を行うとともに、乙は、別表第4に掲げる事項について、可能な範囲で、甲に協力するものとする。
- 8 甲は、消防活動が終了した場合、速やかに、乙に連絡するものとする。また、乙は、運転規制の解除又は、変更に際して、甲に連絡するものとする。
- 9 甲及び乙は、定期的な訓練の実施に努めるものとする。
- 10 甲及び乙は、二次災害の防止について、平常時においても、お互いに情報交換又は、提供を行い、必要に応じて調整協議を行うものとする。
- 11 この覚書に定めのない事項、又は疑義を生じた事項は、その都度、協議し決定するものとする。

この覚書は、平成27年3月14日から実施する。

平成27年2月6日

(甲)

富山市消防局
消防局長 吉田 一夫

高岡市消防本部
消防長 作道 篤

射水市消防本部
消防長 竹谷 進

富山県東部消防組合消防本部
消防長 畠山 正毅

新川地域消防本部
消防長 藤井 潤

砺波地域消防組合消防本部
消防長 宮本 博之

(乙)

あいの風とやま鉄道株式会社
代表取締役社長
市井 正之

別表第1

1 鉄道事故等
(1) 発生場所及び最寄り駅名
(2) 事故の内容及び状況
(3) 列車の運行状況
(4) 乗客数並びに避難者数及び死傷者数
2 火災時
(1) 出火点及び最寄り駅名
(2) 燃焼物
(3) 延焼状況及び煙の拡大状況
(4) 列車の運行状況
(5) 避難状況及び死傷者数

別表第2

	関係機関	電話番号	F A X
消防 関係	富山市消防局	076-493-4141	076-493-4011
	高岡市消防本部 (県西部消防指令センター)	0766-22-3131	0766-22-3498
	射水市消防本部	0766-56-0119	0766-56-9542
	富山県東部消防組合消防本部	0765-24-0119	0765-23-9178
	新川地域消防本部	0765-54-0119	0765-54-3992
	砺波地域消防組合消防本部 (県西部消防指令センター)	0763-34-8119	0763-34-8114
鉄道 関係	あいの風とやま鉄道株式会社	080-5853-7970 (あいの風とやま指令)	076-253-5212 (あいの風とやま指令)

別表第3

- 1 災害状況
- 2 列車の運行状況
- 3 避難者及び死傷者の状況
- 4 監視員の配置状況
- 5 電路遮断措置等
- 6 活動あるいは避難上危険のあるものと、これに対する措置の状況
- 7 換気及び排煙設備の運転状況

別表第4

- 1 消防活動を効率的に実施するために必要な施設（吸排気設備、車両等）の運転停止等の協議及び対応できる資機材等の提供
- 2 災害状況の調査、活動内容等の情報交換
- 3 関係機関の活動及び措置事項の情報交換
- 4 その他甲の消防活動上必要な事項

10-111 鉄道災害時の安全対策に関する覚書（富山地方鉄道株）

富山地方鉄道本線・立山線・上滝線（以下「鉄道線」という。）沿線の消防機関（滑川市消防本部・魚津市消防本部・黒部市消防本部・立山町消防本部・上市町消防本部。）（以下「甲」という。）と富山地方鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、乙の線路敷を含む鉄道用地内及び沿線等（以下「鉄道沿線」という。）で、甲の出動を必要とする事故及び火災等（以下「災害」という。）が発生した場合の相互連絡・協力体制を定めることにより、安全で迅速な災害防除活動（以下「消防活動」という。）及び公共交通機関の輸送安全を確保するためにこの覚書を交換する。

- 1 災害時における消防活動を円滑に遂行するため、甲及び乙は、相互に協力するものとする。
- 2 甲及び乙相互の情報連絡先は、別表第1に定める。
- 3 乙が鉄道沿線で災害を認知した場合、甲への出動を要請する通報に際し、甲が対応体制を整えるために必要な、別表第2に掲げる情報を可能な限り通報するものとする。
また、第1報の後、甲が到着するまでの間において、そのときに通報することができなかった情報や新たな情報を得た場合についても同様とする。
- 4 乙は、甲の到着後、速やかに、別表第3に掲げる事項について、把握している情報を甲に伝達するとともに、可能な限り、災害発生場所等への誘導を行うものとする。
- 5 甲は、乙からの要請の有無にかかわらず、乙の鉄道沿線で災害が発生し、乙の施設または列車の運行に影響を生ずると判断した場合、乙に対し、別表第2に掲げる情報及び新たな情報を可能な限り通報するものとする。
- 6 甲は、消防活動に際して、乙が既に行っている安全管理措置を確認するとともに、消防活動上必要な範囲において列車の停止又は徐行等の運行方法について、乙に要請することができるものとする。
この場合、甲及び乙は相互に連絡責任者を定め、甲は乙からの列車の停止等の手配完了を確認した後、消防活動にあたるものとする。
尚、人命等に関わる緊急な場合は、甲が現地において直接乙の乗務員に対し、列車の停止を要請することができるものとし、乙はこれに協力するものとする。
- 7 甲及び乙は、それぞれの責任において行う活動状況について、相互に情報交換を行うとともに、乙は、別表第4に掲げる事項について、可能な範囲で、甲に協力するものとする。
- 8 甲は、消防活動が終了し列車の停止又は徐行を解除する場合、速やかに、乙に連絡するものとする。また、乙は、乙が実施した列車の停止又は徐行を解除する場合、甲に連絡するものとする。
この場合において、甲及び乙相互の連絡は上記6で定めた連絡責任者が行うものとする。
- 9 甲及び乙は、二次災害の防止について、平常時においても、お互いに情報交換又は、提供を行い、必要に応じて調整協議を行うものとする。
- 10 甲及び乙は、定期的な訓練の実施に努めるものとする。
- 11 この覚書に定めのない事項、又は疑義を生じた事項は、その都度、協議し決定するものとする。

この覚書は、平成19年2月14日から実施する。

平成19年2月13日

(甲)

滑川市消防本部

消 防 長 石 倉 俊 明

魚津市消防本部

消 防 長 澤 田 祥 治

黒部市消防本部

消 防 長 谷 口 政 芳

立山町消防本部

立山町消防長 舟 橋 貴 之

上市町消防本部

上市町消防長事務取扱

伊 東 尚 志

(乙)

富山地方鉄道株式会社

代表取締役社長 桑 名 博 勝

別 表 第 1

関係機関	電話番号	F A X
滑川市消防本部	076-475-0180	076-475-7719
魚津市消防本部	0765-24-0119	0765-24-0119
黒部市消防本部	0765-54-0119	0765-54-3992
立山町消防本部	076-463-0005	076-463-1610
上市町消防本部	076-472-2244	076-473-0055
富山地方鉄道(株)鉄軌道課	076-432-2766	076-442-6089

別 表 第 2

1 鉄道事故等

- (1) 発生場所及び最寄りの駅名
- (2) 事故の内容及び状況
- (3) 列車の運行状況
- (4) 乗客数並びに避難者数及び死傷者数

2 火災時

- (1) 出火点及び最寄りの駅名
- (2) 燃焼物
- (3) 延焼状況及び煙の拡大状況
- (4) 避難状況及び死傷者数

別 表 第 3

- 1 災害状況
- 2 列車の運行状況
- 3 避難者及び死傷者の状況
- 4 監視員の配置状況
- 5 電路遮断措置等
- 6 活動あるいは避難上危険のあるものと、これに対する措置の状況
- 7 換気及び排煙設備の運転状況

別 表 第 4

- 1 消防活動を効率的に実施するために必要な施設（吸排気設備、車両等）の運転停止等の協議及び対応できる資機材等の提供
- 2 災害状況の調査、活動内容等の情報交換
- 3 関係機関の活動及び措置事項の情報交換
- 4 その他甲の消防活動上必要な事項

10-112 高速自動車国道北陸自動車道親不知朝日間消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条第 2 項の規定に基づき、糸魚川市長と新川地域消防組合管理者（以下「協定者」という。）は、高速自動車国道北陸自動車道のうち、親不知インターチェンジから朝日インターチェンジ間（以下「高速道路」という。）における消防業務に関する相互応援協定について、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、高速道路において火災、救急、救助又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に糸魚川市と新川地域消防組合（以下「協定機関」という。）は相互間の消防力を活用すると共に、東日本高速道路㈱その他の協力を得て災害等による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応援）

第 2 条 協定者は、前条の目的を達成するため、相互の応援の要請があった時又は東日本高速道路㈱から通報があった時は、別表出動区域に基づき消防隊、救急隊又は救助隊（以下「消防隊等」という。）の派遣をするものとする。

（災害の通報）

第 3 条 協定者は、管轄区域外の高速道路において災害が発生したことを覚知したときは、速やかに災害発生地を管轄する協定者に通報するものとする。

（災害現場の指揮）

第 4 条 応援のため出動した消防隊等に対する現場指揮は、応援を受けた市又は組合（以下「受援機関」という。）の長（消防機関の長及び現場の最高指揮者を含む。以下この条において同じ。）がこれを行うものとする。

2 前項の規定により難しい場合は、応援を行う市又は組合（以下「応援機関」という。）の長が指揮するものとし、受援機関の消防長が災害現場に到着した場合は、それまで行った措置、その他必要事項について報告し、以後その指揮を受けるものとする。

（災害現場の事務処理）

第 5 条 火災、その他の事務処理は、受援機関が行うものとする。

2 救急、救助の事務処理は、救急、救助業務を行ったものがするものとする。

（情報の提供）

第 6 条 協定者は第 1 条の目的を達成するため、他の協定者又は出動中の消防隊等からの要請があった場合は、所属の消防力及び管轄内医療機関の状況等、必要な情報の提供、中継等に努めるものとする。

（経費の負担）

第 7 条 経費の負担は、法令その他、別に定めるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 応援出動に要した経費の負担は、原則として応援側の負担とするが、消火薬剤及び消防器具の重大な破損又は隊員の死傷による補償費については、その都度協議のうえ定めるものとする。

(2) 特殊な事故で予想を超える多大な費用を要したときは、東日本高速道路㈱に対し、その助成の申入れについて協議することができるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都度協定者の間で協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定機関の消防長が協議のうえ定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成25年4月1日から効力を発生するものとする。
- 2 平成17年7月1日付けの糸魚川市と朝日町が締結した協定は、平成25年3月31日で廃止する。

この協定を証するため本書2通を作成し、各自押印のうえ各1通を保管する。

平成25年4月1日

新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号

糸魚川市長 米 田 徹

富山県黒部市植木761番地1

新川地域消防組合

管理者 米 澤 政 明

別 表

(第4条関係) 出 動 区 域 表

出 動 区 域		担当協定者
親不知 I C ～ 朝日 I C	上り線 (朝日方向車線)	糸魚川市
	下り線 (親不知方向車線)	新川地域消防組合

10-113 消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づき、糸魚川市と新川地域消防組合（以下「市及び消防組合」という。）は、火災等の災害及び救急業務に関し、相互の消防力を活用して、災害等による被害を最小限に防止するとともに傷病者を救護することを目的とする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、常備消防が処理する次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 火災防ぎよ
- (2) 救急業務
- (3) その他必要と認める事項

(応援の要請)

第3条 市長及び消防組合管理者（以下「市長及び管理者」という。）は、管内に発生した災害及び救急患者を自己の消防力で防ぎよ又は搬送することが困難と認める場合は、応援を要請することができる。ただし、市及び消防組合の管轄区域の境界周辺で発生した場合には、発生地の要請をまずに出動することができる。

(応援要請の方法)

第4条 応援の要請は、災害発生の市長及び管理者又は消防長（以下「市長及び組合管理者等」という。）が、次の事項を明確にして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の場所
- (3) 所要人員並びに資機材の種別及び数量
- (4) 応援隊要請場所
- (5) その他必要と認める事項

(応援隊の派遣)

第5条 前条の規定により、応援要請を受けた市長及び管理者等は、業務に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援市長及び管理者等は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、到着予定時刻を受援市長及び管理者等に通報し、又は派遣し難いときはその旨を遅滞なく受援市長及び管理者等に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第6条 受援市及び消防組合の消防長、消防署長（以下「消防長等」という。）は、要請場所に誘導員を待機させ、応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、受援市及び消防組合の消防長等の指揮下で行動するものとする。

(費用の負担)

第8条 応援出動に要した費用は、原則として応援側の負担とする。ただし、出動途上又は、災害現場における機械器具等の破損、使用した消火薬剤又は隊員の死傷による補償費については、その都

度協議のうえ定めるものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度協議のうえ決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成25年4月1日から効力を発する。
- 2 平成17年7月1日付けの糸魚川市と朝日町が締結した協定は、平成25年3月31日で廃止する。

上記協定を証するため本書2通を作成し、各自押印のうえ各1通を保管する。

平成25年4月1日

新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号

糸魚川市長 米 田 徹

富山県黒部市植木761番地1

新川地域消防組合

管 理 者 米 澤 政 明

10-114 消防相互応援協定に関する覚書

富山県東部消防組合と新川地域消防組合との間において、富山県市町村相互応援協定第5条第2項及び富山県市町村相互応援協定運用細目第2条の(1)並びに第5条第2項により、第1応援について、次のとおり覚書を取り交わす。

(応援の範囲等)

1 相互における第1応援は、別表に掲げる地域及び応援隊とする。

(応援の判断)

2 応援者側が第1応援を必要と認める場合の状況は、次によるものとする。

(1) 発災時の気象状況が、火災の延焼拡大に著しく危険であり、かつ受援者側において応援要請を行ういとまがないと認められるとき。

(2) 受援者側において、いまだ火災の覚知をしていない場合又は消防機関による消火活動が行われていない場合であって、応援出動による消防活動が効果的であると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、応援出動による消防活動が効果的であると認められるとき。

(従前の協議事項)

3 この覚書の締結に伴い、平成11年3月19日付け魚津市長、黒部市長による「消防相互応援に関する覚書」は廃止する。

(効力)

4 この覚書は、平成25年3月31日から効力を発する。

上記の取り決め事項を証するため、本書2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年3月31日

富山県東部消防組合

管理者 澤崎 義 敬

新川地域消防組合

管理者 米澤 政 明

別表

東部消防組合側の応援		新川地域消防組合側の応援	
新川地域消防組合 の受援地域	出動応援隊	東部消防組合 の受援地域	出動応援隊
黒部市市街地	東部消防組合消防本部 魚津消防署隊	魚津市市街地	新川地域消防本部 黒部消防署隊

別表に定める黒部市市街地

町名
三島町、寺町、大町、櫛町、大黒町、東三日市、桜町、栄町、新天、牧野、天神新、堀切、堀切新、堀高、植木、高橋、上野

※市街地の町名のみ記載する

別表に定める魚津市市街地

町名
港町、諏訪町、新金屋一丁目、新金谷二丁目、下村木町、並木町、鴨川町、中央通一丁目、中央通二丁目、火の宮町、末広町、金浦町、本町一丁目、本町二丁目、新宿、真成寺町、双葉町、新角川一丁目、新角川二丁目、上口一丁目、上口二丁目、住吉、大光寺、三ヶ、本江新町、本江、文化町、友道、吉島、吉島一丁目、吉島二丁目、相木、上村木、上村木一丁目、上村木二丁目、岡経田、仏田、青島、北中、仏又、北鬼江、北鬼江一丁目、本新、釈迦堂一丁目、村木町、緑町、駅前北新、高島

※市街地の町名のみ記載する

10-115 救急救命士等の業務に関する協定書

黒部市民病院（以下「甲」という。）と新川地域消防組合（以下「乙」という。）は、救急救命士等に関する業務を実施するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（依頼業務）

第1条 乙は、救急救命士に関する次に掲げる業務（以下「依頼業務」という。）を甲に依頼し、甲は、これを受諾する。

（1）指示業務 乙の救急救命士が行う救急救命士法（平成3年法律第36号。以下「法」という。）第44条第1項の規定に基づく救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）第21条に規定する救急救命処置に対する指示に関すること。

（2）指導・助言業務 乙の救急救命士等が行う救急業務に対する指導又は助言に関すること。

（3）病院実習業務 乙の救急救命士に対する次に掲げる病院実習の実施に関すること。

ア 「救急救命士の資格を有する救急隊員に対して行う就業前教育の実施要領について」（平成6年4月1日付け、消防救第53号 消防庁救急救助課長）に基づく病院実習

イ 「救急業務の高度化の推進について」（平成13年7月4日付け、消防救第204号 消防庁救急救助課長）に基づく病院実習による再教育

ウ 「病院（手術室）実習ガイドライン」の取りまとめについて（平成16年1月16日付け、事務連絡 厚生労働省医政局指導課）に基づく病院実習

（4）事後検証業務 救急救命士の特定行為を含む、乙の救急隊員の応急処置に対する医学的観点からの事後検証に関すること。

（依頼業務の実施方法）

第2条 第1条各号に規定する依頼業務の実施方法は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）指示業務 乙の救急救命士は、法第44条第1項に規定する指示の要請を甲の医師に行い、甲の医師は、具体的な指示を当該救急救命士に対して行うものとする。

（2）指導・助言業務 乙の救急隊員は、救急業務の実施に関して医学的な事項又は傷病者の搬送先医療機関の選定等に関して指導又は助言の要請を甲の医師に行い、甲の医師は、当該救急隊員に指導又は助言するものとする。

（3）病院実習業務 乙は、病院実習を受ける乙の救急救命士（以下「丙」という。）の氏名及び丙に係る病院実習実施計画を甲に通知し、甲は、診療時間中に当該救急救命士に対して病院実習を実施するものとする。ただし、甲の医師の指示により、診療時間以外にも実習を行うことができる。

（4）事後検証業務 乙は、丙が実施した、特定行為実施事案を含む一定の要件に該当する救急活動に関し、事後検証票等を甲に提出し、甲の医師は、医学的観点から検証を行い、乙に報告するものとする。なお、甲の医師は、必要に応じて乙に対し、事後検証を実施する上で必要な資料等の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、依頼業務の実施に際し知り得た秘密は、他に漏らしてはならない。このことは、依頼業務終了後も同様とする。

2 丙は、病院実習期間中に知り得た病院、傷病者等の秘密を実習期間中及び実習期間後において、他に漏らしてはならない。

(記録の作成及び保存)

第4条 甲は、第1条第1号、第2号の業務の実施に際し、甲は指示等の内容、乙は受けた内容を記録し、それぞれ保存するものとする。

2 甲及び乙は、それぞれ丙に係る病院実習について、その内容を記録し、保存するものとする。

(委託料)

第5条 依頼業務のうち、第1条第1号、第2号、第3号ア及びイに規定する依頼業務に係る費用は、無償とする。

2 依頼業務のうち、第1条第3号ウに規定する依頼業務に係る費用として、成功症例30症例につき金30,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)及び第1条第3号エに規定する依頼業務に係る費用として、実施者1名につき金64,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)、第4号に規定する依頼業務に係る費用として、1件当たり金2,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を甲に支払うものとする。

3 前項に定める委託料の支払いは、甲の請求に基づきその請求のあった日から30日以内に、乙はこれを行うものとする。

(事故等の処理)

第6条 病院実習中に生じた事故等の処理は、丙の責めに帰する事由については乙が、甲又は甲の医師等の責めに帰する事由については甲がそれぞれ行う。

2 天災その他甲又は丙の責めに帰することのできない事由については、甲及び乙が協議して事故等の処理を行う。

(協定の解除等)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方が正当な理由なくこの協定に違反したときは、この協定を解除することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定による協定の解除により損害を受けた場合においても、それぞれ相手方に対してその補償を請求することができないものとする。

3 甲又は乙は、必要があると認めるときは、相手方と協議の上、依頼業務の内容の全部又は一部を変更し、一時中止し、又は打ち切ることができる。

(協定期間)

第8条 協定期間は、平成27年2月20日から平成28年2月19日までの1年間とする。

2 前項の協定期間満了1か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、この協定は更に1年間延長とするものとし、その後において期間が満了したときも、また同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の証するため本書2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 27 年 2 月 20 日

甲 黒部市三日市 1108 番地の 1
黒部市民病院
病院長 竹 田 慎 一

乙 黒部市植木 761 番地 1
新川地域消防組合
管理者 笹 島 春 人

10-116 医師の救急現場への協力要請に伴う協定書

黒部市民病院（以下「甲」という。）と新川地域消防組合（以下「乙」という。）は、災害時における救護活動を実施するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、救急業務規程（平成25年3月30日 消防本部訓令第10号）に基づき、甲が乙の要請により協力して実施する救急活動に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 乙は、現場活動中の救急隊から事故等の発生により、医師の協力要請の必要が生じた場合、甲に対し救護班の派遣を要請するものとする。

2 甲は、乙から要請を受けた場合は、可能な限り救護班を編成し救護活動を実施するものとする。

3 乙は、通報内容等により医師の協力が必要と思われる場合に、救急隊が現場に到着前に事前に活動の可否について連絡することができる。

（出動移動）

第3条 甲は、乙から要請を受け救護班を派遣する場合、速やかに班編成・資機材を準備し、乙の緊急車両に同乗し要請現場に向かうものとする。

（救護班の活動場所）

第4条 救護班は、乙が災害現場に設置する救護所又は避難所その他乙が指示する場所（以下「救護所等」という。）において、救護活動を実施するものとする。

（救護班の業務）

第5条 救護班の業務は、医療及び助産とする。

（指揮命令）

第6条 救護班に係る指揮命令及び救護活動の連絡調整は、乙が指定する者が行うものとする。

2 現場活動における救護班の安全管理は乙が行う。ただし、救護班の個人装備については甲の責任において行う。

（費用弁償等）

第7条 乙の要請に基づき、甲が救護活動を実施した場合に要する経費の負担は次のとおりとする。

（1）救護班の医師及び看護師に対する費用は甲が負担

（2）救急隊が使用した医療品等の実費は乙が負担

（3）救護班が使用した医療品等の実費は甲が負担

（4）その他救急隊の編成・派遣に係る事務費は乙が負担

（5）その他救護班の編成・派遣に係る事務費は甲が負担

（事故等の処理）

第8条 乙の要請により出動した救護班の医師及び看護師が救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合、乙の責めに帰する事由については乙が、甲又は、甲の医師、看護師等の責めに帰する事由については甲がそれぞれ処理を行う。

2 天災その他甲又は乙の責めに帰することのできない事由については、甲及び乙が協議して事故等の

処理を行う。

(細 則)

第9条 この協定を実施するため必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第10条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(期 間)

第11条 この協定の有効期間は、協定書締結の日から1ヵ年とし、有効期間満了の1月前までに甲乙いずれか一方から協定変更等の意思表示がなされないときは、有効期間満了日の翌日から更に1年間更新がなされたものと見なす。以後も同様とする。

附 則

- 1、この覚書は、平成25年4月1日から効力を発する。
- 2、平成23年8月1日の黒部市消防長との締結の覚書は、平成25年3月31日限りで廃止する。

甲と乙は、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 黒部市民病院
院 長 竹 田 慎 一

乙 新川地域消防組合
消防長 岡 島 茂

医師の救急現場への協力要請に伴う協定書実施細則

平成25年4月1日付で締結した医師の救急現場への協力要請に伴う協定書（以下「協定書」という。）第9条に基づく細則は、次のとおりとする。

（要請内容の通報）

第1条 協定書第2条の医師の協力要請は、黒部市消防長が黒部市民病院院長に対し派遣を要請するものとし、おおむね次の項目について通報する。

- （1）事故種別
- （2）発生場所
- （3）被救護者の数及び程度
- （4）事故の概要
- （5）その他必要な事項

（活動区域）

第2条 この協定書における活動区域は、次のとおりとする。

- （1）新川地域消防本部の管轄区域の内、黒部市内
- （2）高速自動車国道北陸自動車上り線で黒部、魚津インター間
- （3）高速自動車国道北陸自動車下り線で黒部、朝日インター間

（傷病者の搬送先）

第3条 収容した傷病者は、原則として黒部市民病院へ搬送するものとする。

ただし、高速道路の場合は本線進行方向の直近インターチェンジ付近の救急協定医療機関へ搬送する。

（活動報告等の送付）

第4条 消防長は現場活動が終了後に活動状況等について報告書を作成し病院長へ提出するものとする。

10-117 富山県ドクターヘリ事業に関する協定

富山県（以下「甲」という。）と新川地域消防組合（以下「乙」という。）は、富山県ドクターヘリ事業の実施に関し、必要な事項について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）及び救急医療対策事業実施要綱（平成19年4月3日医政発第0403001号厚生労働省医政局長通知）に基づき、甲及び乙が相互に協力し、富山県ドクターヘリ事業を安全かつ円滑で効果的に実施し、傷病者の救命、後遺症の軽減、広域救急患者搬送体制の整備に資することを目的とする。

（運航要領）

第2条 甲は、富山県立中央病院を基地病院として、別に定める「富山県ドクターヘリ運航要領」に基づき、乙の協力を得て富山県ドクターヘリ事業を実施するものとする。

（現場の指揮）

第3条 災害、事故等の現場における指揮は要請消防本部の現場責任者が行うものとし、要請消防本部の現場責任者は、ドクターヘリの医師及び看護師等（以下「医療スタッフ」という。）の安全を確保したうえで、現場の医療行為については速やかに医療スタッフに全権を委ね、迅速かつ適切な治療が行われるよう努めるものとする。

（経費の負担）

第4条 富山県ドクターヘリの出動に要した経費については、原則として次の区分により負担するものとする。

（1）甲の負担する経費

- ア 医療スタッフの人件費
- イ ドクターヘリの運航委託経費

（2）乙の負担する経費

- ア 消防本部職員の人件費
- イ 救急車、支援車両に係る経費

（活動中の事故における補償）

第5条 富山県ドクターヘリ事業による出動中の事故に対する補償に関しては次のとおりとする。

- （1）甲の医療スタッフについては、甲が補償する。ただし、消防車両に搭乗した場合の自動車事故に係る自動車保険による補償部分を除く。
- （2）乙の職員については、乙において補償するものとする。ただし、ドクターヘリの運航会社が契約する保険の補償部分を除く。

(適切な運用を図るための措置)

第6条 富山県ドクターヘリ事業を安全かつ円滑で効果的に運用するため、甲及び乙は協力して次の事項を行う。

- (1) 研修及び訓練
- (2) 離着陸場の確保
- (3) その他、安全かつ円滑で効果的な運航に必要な事項

(他協定との関係)

第7条 この協定は、乙が管理する市が他の市町村等と締結した消防相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(疑義等の調整)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲及び乙が協議のうえ決定する。

(改廃)

第9条 この協定の改廃は、甲及び乙が協議により行うものとする。

(別の定め)

第10条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、地域の実情に応じて別の定めをすることができる。

この協定は、平成28年7月7日から施行する。この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年7月7日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県知事 石井隆一

乙 黒部市植木761番地1
新川地域消防組合
管理者 笹島春人

10-118 エボラ出血熱患者等の移送に係る協力に関する協定書

富山県（以下「甲」という。）と高岡市消防本部、氷見市消防本部、射水市消防本部、立山町消防本部、砺波地域消防組合消防本部、富山県東部消防組合消防本部及び新川地域消防本部（以下「乙」という。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第6条第2項第1号に掲げるエボラ出血熱の患者（エボラ出血熱の疑似症を呈する者を含む。以下「患者等」という。）が発生した場合、法第21条の規定に基づき知事が実施する患者等の移送について、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 甲は、同一の富山県厚生センターの所管区域において同時に複数の患者等が発生する等、甲の移送能力を超える事態が生じた場合において、甲の移送能力を超える部分の移送について、乙に対して患者等の移送を要請し、乙は人員体制及び救急出動の状況を踏まえ、可能な限り協力を行うものとする。

（協力の条件）

第2条 乙が移送を行う場合、甲は次に掲げる措置を採るものとする。

- (1) 移送の実施の決定及び入院医療機関の選定を行うこと。
- (2) 甲の責任において移送に使用する車両に医師、保健師等を同乗させること等により、患者等及び移送に当たる職員を医学的管理下に置いたうえで移送を行うこと。
- (3) 移送が終了した後の移送に当たった職員等の健康管理、車両の消毒及び廃棄物の処理を行うこと。
- (4) 原則として、移送に係る費用負担を行うこと。

（移送業務に係る資機材等）

第3条 患者等の移送に使用する車両及び資機材等については、次に定めるところによる。

- (1) 車両は、乙の所有する救急自動車（以下「移送車両」という。）により行う。
- (2) 患者等の移送に必要な資機材（移送車両及びストレッチャーを除く。）及び装備（防護服を含む。）等は、原則として、甲が準備する。
- (3) 甲は、移送車両について、乙の立会いのもと、事前に感染拡大防止のために必要な措置を採る。
- (4) 乙は、甲からの移送の要請時に車両点検等の事情により移送車両を使用することができない場合は、甲に対し、その旨を速やかに報告する。

（乙の業務内容）

第4条 乙は、乙の各々の管轄区域内の患者等の移送について、甲から要請があったときは、患者等の所在地に移送車両を出動させ、甲と連携のうえ、次の業務（以下「移送業務」という。）を行うものとする。

- (1) 移送車両の運転
- (2) 甲が行う患者等の所在地からの患者等搬出の協力
- (3) 甲が行う移送車両への患者等搬出入の協力
- (4) 甲が行う入院機関への患者等搬送の協力

（訓練等の実施）

第5条 甲と乙は、事前に協議したうえで、患者等の発生に備え、移送業務に係る訓練及び

研修等を行うよう努めるものとする。

(事故等発生時の対応)

第6条 甲の要請に基づく乙の移送業務の実施の際に事故が発生した場合は、乙の故意又は重大な過失がある場合を除き、甲が発生した事故の処理を行う。

(疑義等の協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の成立の日から平成29年3月31日までとする。ただし、当該有効期間の満了の1か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、終了の日から1年間有効期間を更新するものとし、以後も同様とする。

(細則の制定)

第9条 この協定の具体的な運用内容については、別途細則にて定める。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年12月1日

甲 富山県知事 石井 隆一

乙 高岡市消防本部
消 防 長 澤崎 茂

氷見市消防本部
消 防 長 堂尻 繁

射水市消防本部
消 防 長 前川 和弘

立山町消防本部
消 防 長 桂沢 誠

砺波地域消防組合消防本部
消 防 長 杉村 稔

富山県東部消防組合消防本部
消 防 長 畠山 正毅

新川地域消防本部
消 防 長 山崎 久明

10-119 富山県防災行政無線に関する協定書

富山県（以下「甲」という。）と新川地域消防本部（以下「乙」という。）とは、富山県防災行政無線（以下「県防災行政無線」という。）の構築及び維持管理に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災対策及び一般行政事務の通信連絡体制の確立のため、甲と乙が県防災行政無線を構築するとともに、その適切な維持管理を図ることを目的とする。

（通信局の設置）

第2条 前条の目的を達成するため、甲は、乙の庁舎に光回線及び衛星携帯回線で通信する装置並びに一般財団法人自治体衛星通信機構の「地域衛星通信ネットワーク」により配信される映像を受信する映像受信専用設備（以下「通信局」という。）を設置し、これを乙が使用するものとする。

2 デジタルIRDを除く通信局の所有権は、当分の間、甲に帰属する。

3 庁舎及び施設等の使用料については、無償とする。

（運用の範囲）

第3条 光回線は、富山県行政情報ネットワークの回線を使用して運用するものとする。

2 衛星携帯回線は、民間通信事業者の回線を使用して運用するものとする。

3 通信局は、電話、ファクシミリの通信及び映像等の受信に使用することができる。

（維持管理）

第4条 通信局の維持管理に係る業務は、甲が行うものとする。

（通信局の通信担当者）

第5条 乙の庁舎に設置した通信局には通信担当者を配置するものとし、乙の防災担当課の職員をもって充てるものとする。

2 前項の通信担当者は、通信局の管理運営に関する業務を行うものとし、給与その他の給付は、乙が負担するものとする。

（関係法令の遵守）

第6条 通信局の通信担当者は、その業務に従事する場合は、甲が別に定める「富山県防災行政無線運用規則」及び関係法令に従うものとする。

（富山県防災行政無線運営協議会の設置）

第7条 県防災行政無線の維持管理等に関し必要な事項を協議するため、富山県防災行政無線運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 この協議会においては、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 県防災行政無線について、甲と乙の相互連絡に関すること。

(2) 県防災行政無線の維持管理に関すること。

(3) 県防災行政無線の維持管理に要する経費に関すること。

(4) その他協議会の組織及び運営に関すること。

（経費負担）

第8条 乙は、通信局の維持管理に要する経費の一部を、前条に規定する協議会の定めるところにより、負担するものとする。

(通信局の変更工事等)

第9条 通信局の移設、撤去又は設備の変更、増設等を必要とするときは、あらかじめ甲、乙協議するものとする。

(協定書の解消)

第10条 平成3年8月1日付けで締結した「富山県高度情報通信ネットワークに関する協定書」は、本協定の締結をもってその効力を失う。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年4月1日

甲 富山市新総曲輪1番7号
富山県知事 石井隆一

乙 黒部市植木761番地1
新川地域消防本部
消防長 谷口優

10-120 鉄道災害時の安全対策に関する覚書（黒部峡谷鉄道株式会社）

新川地域消防本部（以下「甲」という。）黒部峡谷鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、乙の営業している鉄軌道敷内（宇奈月～樺平間）及び沿線等（以下「鉄道沿線」という。）で、甲の出動を必要とする事故及び火災等（以下「災害」という。）が発生した場合の相互連絡・協力体制を定めることにより、安全で迅速な災害防除活動（以下「消防活動」という。）及び公共交通機関の輸送安全を確保するためこの覚書を交換する。

また、甲、乙及び関西電力株式会社の間で「鉄道災害連絡協議会」を設置し、日頃から相互に情報交換しておき、鉄道沿線の安全確保を図ることとする。

第1条 乙は、鉄道沿線での災害を認知し甲の出動を要請する場合は、消防活動を円滑に推進するため、甲が出動体制を整えるために必要な情報を可能な限り迅速かつ正確に提供するものとする。

第2条 甲は、乙以外からの通報により情報を早く知り得た場合、甲は乙に情報を提供し、必要な処置及び対応等について指導するものとする。

第3条 甲及び乙相互の情報連絡先は、別表第1によるものとする。

第4条 乙は、甲が到着して消防活動を行う際、次の事項について情報を提供するものとする。

- (1) 災害状況（発生場所及び時間、最寄駅、事故の内容及び状況等）
- (2) 列車の運行状況
- (3) 避難者及び死傷者の状況
- (4) 係員（監視員等）の配置状況
- (5) 消防活動及び避難誘導に伴う危険事項に対する措置の状況

第5条 甲は、乙に対して消防活動に際して必要な範囲で、次の事項について協力を要請することができるものとする。

- (1) 災害発生場所への消防隊員及び消防活動上必要な資機材の搬送
- (2) 救助資機材等の提供及び搬送
- (3) 電路遮断措置及び列車の運行（徐行、一時停止等）上の措置
- (4) 消防活動に伴う施設及び車両の一部破壊やジャッキアップ等の措置
- (5) その他、消防活動上必要な事項

第6条 乙は、甲の要請に対して可能な範囲で協力するものとする。また、鉄道沿線における消防活動では、双方の現場責任者を明確にし、連携を図りながら要救助者の早期救出及び二次災害の防止にあたるものとする。

第7条 甲は、消防活動が終了した場合、速やかに乙に連絡し運転規制解除等、早期運転再開に協力するものとする。この場合において、甲及び乙相互の連絡については上記6で定めた現場責任者が行うものとする。

第8条 甲及び乙は、平常時においてもお互いに情報交換又は提供を行い、必要に応じて調整協議を行うものとする。

第9条 甲及び乙は、定期的な訓練の実施に務めるものとする。

第10条 この覚書に定めのない事項、又は疑義を生じた事項はその都度協議し決定するものとする。

附 則

- 1 この覚書は、令和2年4月1日から実施する。
- 2 平成25年4月1日の新川地域消防本部消防長との覚書は、令和2年3月31日限りで廃止する。
- 3 別表第1に変更があった場合は、甲及び乙相互に確認のうえ、その都度別表のみを更新するものとする。

上記覚書を証するため本書2通を作成し、各々記名押印のうえ当事者各1通を保管する。

令和2年4月1日

甲 新川地域消防組合
消 防 長 能 登 康 広

乙 黒部峡谷鉄道株式会社
運 輸 部 長 沖 村 英 史

別表第1

関 係 機 関	電話番号	F A X
新川地域消防本部（黒部消防署）	0765-54-0119	0765-54-5399
〃 （宇奈月消防署）	0765-65-2940	0765-65-2943
黒部峡谷鉄道株式会社 総務課	0765-62-1014	0765-62-1367
〃 運転指令所	0765-62-1165	0765-62-1388
〃 運転課（運転）	0765-62-1437	0765-62-1693
関西電力株式会社 黒部川水力センター（総務）	0765-62-1560	0765-62-1760

10-121 特定接種の接種体制に関する覚書

新川地域消防組合（以下「甲」という。）と黒部市民病院（以下「乙」という。）は、新型インフルエンザ等特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 28 条の規定に基づき実施される特定接種の接種体制に関して、下記の事項について合意したので、ここに覚書を締結する。

記

接種実施医療機関である乙は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 6 条の規定に基づく新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定）の別添の（2）に定める職務に従事する甲の職員 114 人分の特定接種を行うこと。

以上

附 則

- 1 この覚書は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

以上の合意の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙各 1 通を保有する。

令和 2 年 11 月 1 日

甲 富山県黒部市植木 7 6 1 番地 1

新川地域消防組合

管理者 大 野 久 芳

乙 富山県黒部市三日市 1 1 0 8 番地 1

黒部市民病院

院長 竹 田 慎 一

10-122 黒部ルートのうち樺平（42号トンネル）からインクライン上部駅間における災害時の対応に関する覚書

新川地域消防本部（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）は、乙が運営管理している黒部ルートのうち樺平（42号トンネル）からインクライン上部駅間までにおいて、甲の出動を必要とする事故及び火災等（以下「災害」という。）が発生した場合の相互連絡・協力体制を定めることにより、安全で迅速な災害防除活動（以下「消防活動」という。）を実施するため、この覚書を交換する。

第1条 乙は、黒部ルートのうち樺平（42号トンネル）からインクライン上部駅間での災害を認知し甲の出動を要請する場合は、消防活動を円滑に推進するため、甲が出動体制を整えるために必要な情報を可能な限り迅速かつ正確に提供するものとする。

第2条 甲は、乙以外からの通報により情報を早く知り得た場合、速やかに乙へ情報を提供し、必要な処置及び対応等について指導するものとする。

第3条 甲、乙の情報連絡先は、別表によるものとする。

第4条 乙は、甲が到着するまで、および到着して消防活動を行う際、次の事項について甲に情報を提供するものとする。

- (1) 災害状況（発生場所及び時間、事故の内容及び状況等）
- (2) 災害現場までの乗り物情報
- (3) 避難者及び死傷者の状況
- (4) 係員（監視員等）の配置状況
- (5) 消防活動及び避難誘導に伴う危険事項に対する措置の状況
- (6) 関係機関への連絡状況

第5条 甲は、乙に対して消防活動に際して、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に対して可能な範囲で協力するものとする。

- (1) 災害発生場所への消防隊員及び消防活動上必要な資機材の搬送
- (2) 救助資機材等の提供及び搬送
- (3) 消防活動に伴う施設及び上部軌道等の一部破壊や移動等の措置の承認
- (4) その他、消防活動上必要な事項

第6条 甲及び乙は、災害箇所における消防活動では、双方の現場責任者を明確にするとともに、連携を図り要救助者の早期救出及び二次災害の防止にあたるものとする。

第7条 甲は、消防活動が終了後、速やかに乙に連絡するとともに、災害箇所の早期復旧に協力するものとする。この場合において甲及び乙相互の連絡については第6条で定めた現場責任者が行うものとする。

第8条 甲及び乙は、平常時においてもお互いに情報交換を行い、必要に応じて調整協議を行うものとする。

第9条 甲及び乙は、定期的な訓練の実施に努めるものとする。

第10条 この覚書に定めのない事項または疑義を生じた事項は、その都度協議し決定するものとする。

附 則

1. この覚書は、令和2年4月21日から実施する。
2. 別表に変更があった場合は、甲及び乙相互に確認のうえ、その都度別表のみを更新するものとする。

上記覚書を証するため本書2通を作成し、各々記名押印のうえ当事者各1通を保管する。

令和2年4月21日

(甲) 新川地域消防本部
消 防 長 能 登 康 広

(乙) 関西電力株式会社
黒部川水力センター 所 長 山 根 雄 一

別表

関係機関	電話番号	F A X
新川地域消防本部（黒部消防署）	0765-54-0119	0765-54-5399
新川地域消防組合 宇奈月消防署	0765-65-2940	0765-65-2943
関西電力株式会社 黒部川水力センター（総務）	0765-62-1560	0765-62-1760

10-201 自治体4 病院医療救護活動相互応援協定書

黒部市民病院、富山市立富山市民病院、高岡市民病院、市立砺波総合病院（以下「協定病院」という。）は、その所在する市域において災害が発生した場合、迅速に医療救護活動を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定を締結した協定病院の市域で大規模災害が発生した場合において、被災した市の協定病院（以下「甲」という。）だけでは被災者の応急措置等の医療救護活動が十分にできない事態が生じたときは、被災した市以外の協定病院（以下「乙」という。）に応援を要請し、医療救護活動を迅速に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（連絡窓口）

第2条 協定病院は、医療救護活動の相互応援に関して各協定病院に連絡窓口を置き、災害が発生したとき、速やかに必要な情報を相互に提供できる体制を整えるものとする。

（応援の要請）

第3条 甲は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭又は文書により医師及び看護師等からなる医療救護班の派遣を要請するものとし、乙は可能な限りこれに協力するものとする。

- （1） 被害の状況
- （2） 医療救護班の派遣職種及び人数
- （3） 医療救護班の派遣日時及び派遣場所
- （4） 被災者の医療の提供のための必要な機材
- （5） 救護活動に必要な医薬品、衛生資材等
- （6） その他、医療救護活動に必要なもの

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲との連絡が取れない場合で、甲の被害が甚大で速やかに応援が必要と判断したときは、応援の要請を待たずに自主的に医療救護班を派遣することができる。

（医療救護班の業務）

第4条 医療救護班は、甲の病院長（以下「指揮命令者」という。）の指示に基づき医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の医療救護活動に係る連絡調整は、指揮命令者が指定するものが行うものとする。

3 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1） 傷病者に対する診断、治療及び応急処置
- （2） 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- （3） 転送困難な患者及び避難所及び救護所等における軽易な患者に対する治療
- （4） 傷病の程度に応じた医療機関への紹介、救護所等でのリハビリテーション指導
- （5） 死亡の確認
- （6） その他必要な業務

4 医療救護班は、原則として甲が調達する医薬品、衛生資材等を使用するものとする。ただし、緊急

の場合は、医療救護班が調達・携行した医薬品等を使用するものとする。

5 医療救護班が使用する医薬品、衛生資材等の補給・輸送は、原則として甲が行うものとする。

(患者の収容及び治療依頼)

第5条 甲は、甲が被災し医療の提供が出来ないと判断した場合は、乙に甲の患者の治療を依頼出来る。

2 乙は、前項の依頼があったときは、可能な限り応じるものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として甲の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、甲、乙が協議して定めるものとする。

(医事紛争の措置)

第7条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が生じたときは、甲は乙と緊密な連携のもとに速やかに調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(防災訓練)

第8条 協定病院のいずれかから防災訓練等の要請があった場合は、医療救護活動の速やかな連携を図るため防災訓練に参加するものとする。

(その他)

第9条 この協定書の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定病院が協議のうえ別に定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書4通を作成し、協定病院は記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成20年5月13日

住 所 黒部市三日市1108番地1

氏 名 黒部市民病院

病院長 新居 隆

住 所 富山市今泉北部町2番地1

氏 名 富山市立富山市民病院

病院長 泉 良平

住 所 高岡市宝町4番1号

氏 名 高岡市民病院

病院長 澤 崎 邦 廣

住 所 砺波市新富町1番61号

氏 名 市立砺波総合病院

病院長 杉 本 立 甫

10-202 新川医療圏公的3病院災害医療相互応援協定

あさひ総合病院、黒部市民病院、富山労災病院（以下「協定病院」という。）は、その所在する地域において災害が発生した場合、迅速に医療救護活動を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定を締結した協定病院の地域で大規模災害が発生した場合において、被災した地域の協定病院（以下「甲」という。）だけでは被災者の応急措置等の医療救護活動が十分にできない事態が生じたときは、他の協定病院（以下「乙」という。）に応援を要請し、医療救護活動を迅速に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（連絡窓口）

第2条 協定病院は、医療救護活動の相互応援に関して各協定病院に連絡窓口を置き、災害が発生したとき、速やかに必要な情報を相互に提供できる体制を整えるものとする。

（応援の要請）

第3条 甲は、次に掲げる事項を可能な限り明らかにして、口頭又は文書により医師及び看護師等からなる医療救護班の派遣を要請するものとし、乙は可能な限りこの要請に協力するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）医療救護班の派遣職種及び人数
- （3）医療救護班の派遣日時及び派遣場所
- （4）被災者への医療提供のために必要な機材
- （5）救護活動に必要な医薬品、衛生資材等
- （6）その他、医療救護活動に必要なもの

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲との連絡が取れない場合で、甲の被害が甚大で速やかに応援が必要と判断したときは応援の要請を待たずに自主的に医療救護班を派遣することができる。

（医療救護班の業務）

第4条 医療救護班は、甲の院長（以下「指揮命令者」という。）の指示に基づき医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の医療救護活動に係る連絡調整は、指揮命令者が指定するものを行うものとする。

3 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）傷病者に対する診断、治療及び応急処置
- （2）後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- （3）転送困難な患者、避難所及び救護所等における軽易な患者に対する治療
- （4）傷病の程度に応じた医療機関への紹介、救護所等でのリハビリテーション指導
- （5）死亡の確認
- （6）その他必要な業務

4 医療救護班は、原則として甲が調達する医薬品、衛生資材等を使用するものとする。ただし、緊急の場合は、医療救護班が調達・携行した医薬品等を使用するものとする。

5 医療救護班が使用する医薬品、衛生資材等の補給・輸送は、原則として甲が行うものとする。

(患者の収容及び治療依頼)

第5条 甲は、甲が被災し医療の提供が出来ないと判断した場合は、乙に甲の患者の治療を依頼できる。

2 乙は、前項の依頼があったときは、可能な限り応じるものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として甲の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、甲、乙が協議して定めるものとする。

(医事紛争の措置)

第7条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が生じたときは、甲は乙と緊密な連携のもとに速やかに調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(防災訓練)

第8条 協定病院のいずれかから防災訓練等の要請があった場合は、医療救護活動の速やかな連携を図るため防災訓練に参加するものとする。

(その他)

第9条 この協定書の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定病院が協議のうえ別に定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書3通を作成し、協定病院は記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成24年8月30日

住 所 下新川郡朝日町泊477番地
氏 名 あさひ総合病院
院長 東 山 孝 一

住 所 黒部市三日市1108番地1
氏 名 黒部市民病院
院長 新 居 隆

住 所 魚津市六郎丸992番地
氏 名 独立行政法人 労働者健康福祉機構
富山労災病院
院長 木 谷 隆 一

10-203 大規模災害時における病院間の相互支援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、公益社団法人全国自治体病院協議会富山県支部の会員病院において、地震等による災害が発生し、被災病院のみでは患者の身体、生命の安全等の応急措置ができない場合に、会員病院からの支援を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(被災の連絡)

第2条 会員病院は、あらかじめ相互支援に関する連絡担当部署を別に定め、災害が発生したときは、被災病院が EMIS の使用等により他の会員病院等に速やかに被災状況の連絡及び支援要請等を行うものとする。

また、支援病院は、必要に応じ、被災病院へ状況調査要員を派遣し、連絡体制の強化を図ることとする。

2 富山県地域防災計画に基づく災害医療対策チームが編成されている場合は、当該チームによる調整を優先する。

(支援の内容)

第3条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 医療機器、薬品類、食料その他応急物資の援助
- (2) 医師、看護師、診療コメディカル要員、その他の人員の派遣
- (3) 重症患者の移送
- (4) 代替診療
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(支援要請の方法)

第4条 被災病院は、次の事項について、EMIS の使用等により支援要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条の各号に掲げる項目の品名、数量、職種別人員及び患者数等
- (3) 支援の場所及び支援場所への経路
- (4) 支援の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(輸送方法等の確保)

第5条 輸送方法等は、それぞれ支援の要請を受けた病院において確保するものとする。

(支援経費)

第6条 支援に要した費用の負担は、被災病院等と別途協議して処理するものとする。

(連絡会議)

第7条 会員病院は、この覚書に基づく支援が円滑に行われるよう毎年1回定期的に、また、必要に応じて臨時に連絡会議を開催するものとする。

(その他)

第8条 この覚書に定めのない事項で必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に定める連絡担当部署が協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、各会員病院の病院長が記名押印のうえ、各病院がその1通を保有するものとする。

令和元年5月17日

あさひ総合病院
院長 東山 考一

黒部市民病院
院長 竹田 慎一

かみいち総合病院
院長 酒井 康一郎

富山市立富山市民病院
院長 石田 陽一

富山県立中央病院
院長 清水 康一

富山県リハビリテーション病院
・こども支援センター
院長 影近 謙治

射水市民病院
院長 島多 勝夫

金沢医科大学
氷見市民病院
院長 榎 博久

高岡市民病院
院長 薮下 和久

南砺市民病院
院長 清水 幸裕

市立砺波総合病院
院長 河合 博志

公立南砺中央病院
院長 三浦 利則